

第2期豊明市スポーツ推進計画

だれもが いつでも いつまでも 気軽にスポーツに取り組める
生涯スポーツのまち とよあけ



2023(令和5)年3月
豊明市教育委員会

はじめに

この3年間、新型コロナウイルス感染症の流行により、あらゆる人と人との交流が減少しました。これは感染拡大を防ぐため、いわゆる三密を避けるという国の方針によって、人同士の同一空間での交わりが減少したことによるものです。



スポーツに対する市民の皆さんの意識調査の結果においても、週に1回以上スポーツをする人の割合は5年前に比べ低下し、さらにスポーツはしないと答えた人の割合は増加しています。

感染症はこの3年間流行と減少を繰り返し現在に至っています。今後も同様に感染症と付き合いながら、施設や備品整備なども含めスポーツの振興に努めて行かなくてはならない状況です。

今回の改定では、このような状況を考慮しつつ、幅広い年代の方々や障がいをお持ちの方々のスポーツへの参加、きっかけ作りにも重点をおいています。

ボッチャやウォークラリーなど年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず皆が一緒に楽しむスポーツイベントの開催も新たに盛り込んでいます。

また、スポーツの普及のためには、指導者の存在も重要なポイントになることから、スポーツ推進委員の皆さんの充実を図るための育成にも取り組むこととしています。

この計画を市民の皆さんや関係団体との連携のもと発展させ、市民の皆さんがスポーツに親しみ、健康的なライフスタイルを過ごせるよう取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただいた豊明市スポーツ推進計画策定委員会の皆様を始め、アンケート調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメント等によりご意見を寄せていただいた皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

令和5年3月

豊明市教育委員会 教育長

伏 屋 一 幸

目次

第1章 スポーツ推進計画とは

1. 計画の目的と位置付け 1

第2章 現状と課題

1. 人口・高齢化率の状況 2
2. 小中学生の運動、スポーツ状況 3
3. 市民意識調査の結果 4
4. 豊明市のスポーツ推進に向けた課題のまとめ 7

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念 9
2. SDGsとの関連について 9
3. 基本目標・方針 10
4. 計画の目標設定 11

第4章 施策の展開

1. 生涯にわたるスポーツ活動の推進、環境の整備 13
2. ニーズに応じたスポーツ空間の創出 18
3. スポーツによる地域づくり 20

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進捗管理 23

第6章 用語・資料集

1. 用語集 25
2. 資料集 27

第1章 スポーツ推進計画とは

1 計画の目的と位置付け

計画の背景と目的

この「豊明市スポーツ推進計画」は、スポーツ基本法第10条の規定により市町村が策定するよう努めることとされている「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」であり、本市における未来のスポーツの望ましいあり方を描き、実現のための目標及び方針を定めることで総合的な推進を図ろうとするものです。

スポーツ・レクリエーション活動は、爽快感、達成感、連帯感等の精神的な充足感をもたらします。それとともに、体力向上やストレス発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の維持増進に不可欠なものであり、人と人との心のふれあいを深めるために重要や役割を担っています。

そして、少子高齢化等の社会情勢の中で、人と人のふれあいや子ども同士の遊び場の減少が予想される現代社会において、住民同士がふれあい、健康で活力に満ち、心身ともに豊かなライフスタイルを構築していくことが大切です。

このような状況の中、本市では平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの10年間で計画期間としたスポーツ推進計画を策定し、これに基づきスポーツ施設の改修、総合型地域スポーツクラブの設立を支援してきたほか、各種スポーツ関連事業の開催等に取り組み、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、計画の基本理念である「誰もがいつでもいつまでも気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツのまちとよあけ」の実現につながる施策をハード・ソフト両面から展開してきました。

こうした状況を踏まえ、今後においても現代のスポーツを取り巻く社会情勢の変化に対応し、市民一人ひとりが生涯においてスポーツを楽しむことができるよう、今回新たに計画期間を令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とする「第2期豊明市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ推進に関する施策を効果的に進めていきます。

計画の位置付け

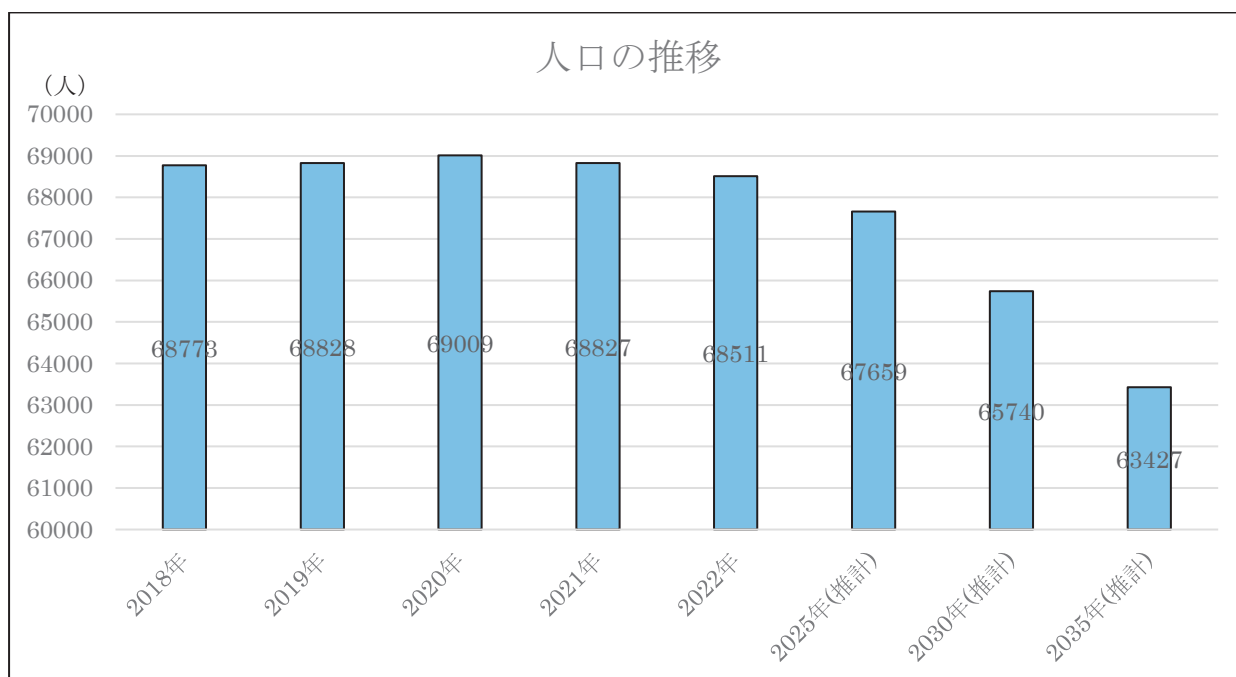
本計画は、上位計画である第5次豊明市総合計画に示されるめざすまちの姿「子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しみ、健康に暮らしている」の実現を目指し、本市の各計画等と連携を図りながら、誰一人取り残すことなく市一丸となってスポーツ推進に取り組んでいきます。また、国のスポーツ基本法ではスポーツの定義を心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動としており、歴史散策といったものもウォーキングのひとつとしてスポーツに含まれているため、本市においてもスポーツの定義付けを広く捉え進めていきます。このように、国のスポーツ基本法及び第3期スポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画と適合を図ります。

第2章 現状と課題

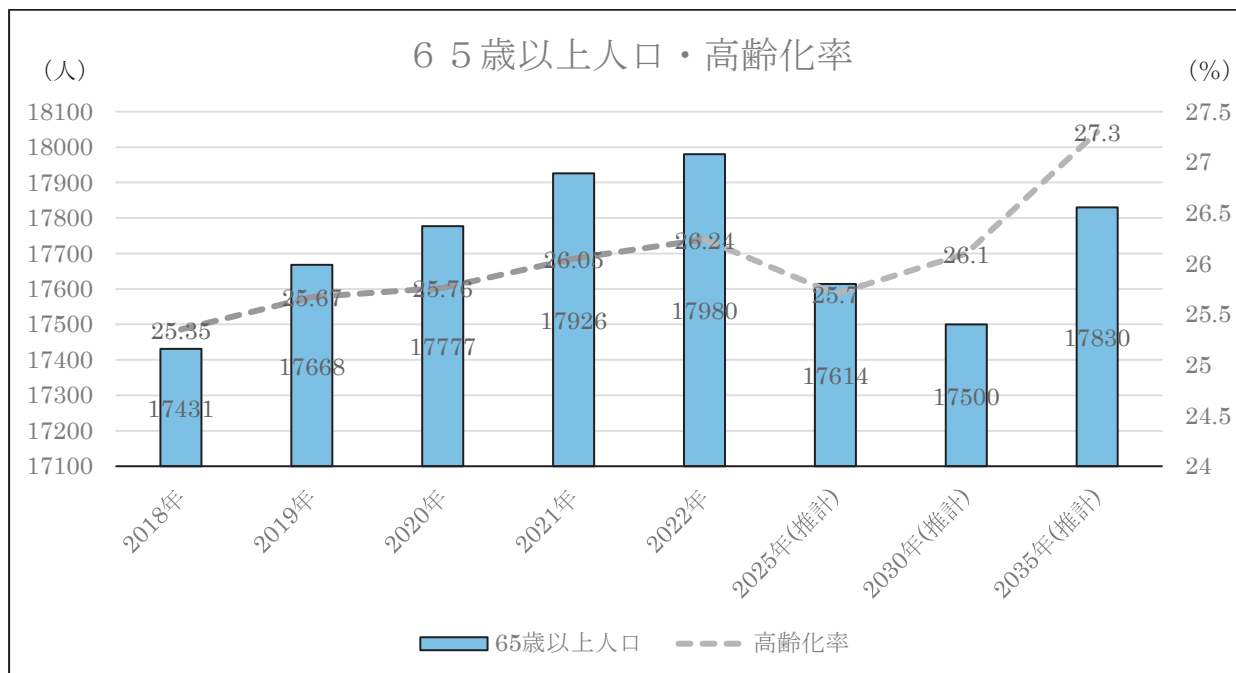
1. 人口・高齢化率の状況

本市の人口は、2020（令和2）年1月1日時点ピークに緩やかな減少傾向にあります。この減少傾向は今後も継続するとみられ、本市企画政策課の将来人口推計によると2035（令和17）年には63,427人まで減少すると推計されています。

一方で高齢者の人口、割合は増加傾向にあり、2022（令和4）年1月1日時点の高齢化率は26%を超えており、今後も高齢者を対象としたスポーツ機会の充実が重要となります。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）、豊明市人口ビジョン「豊明市の人口推計結果」の「基本推計」より



資料：住民基本台帳（各年1月1日）、豊明市人口ビジョン「豊明市の人口推計結果」の「基本推計」より

2. 小中学生の運動、スポーツの状況

体力テストの結果を2016（平成28）年度と2021（令和3）年度で比較すると、一部向上がみられた種目もありますが、市・全国ともに低下傾向にあります。豊明市が全国平均を伸ばしているように小中学生の体力向上を目指し、地域でスポーツに親しむ環境づくりや学校での体育授業等のカリキュラムのより一層の充実などが課題となっています。

■体力テストの結果

小学5年生

種目	小学5年生男子 (豊明市)		小学5年生男子 (全国)		小学5年生女子 (豊明市)		小学5年生女子 (全国)	
	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度
握力 (kg)	15.5	15.3	16.5	16.2	15.4	15.6	16.1	16.1
上体起こし (回)	17.6	16.4	19.7	18.9	17.9	16.2	18.6	18.1
長座体前屈 (cm)	32.7	33.9	32.9	33.5	37.7	38.4	37.2	37.9
反復横跳び (回)	40.1	39.4	42.0	40.4	39.0	38.1	40.1	38.7
20m シャトルラン (回)	50.9	44.2	51.9	46.9	41.3	37.7	41.3	38.2
50m 走 (秒)	9.5	9.6	9.4	9.5	9.6	9.7	9.6	9.6
立ち幅跳び (cm)	150.0	146.7	151.4	151.4	145.4	146.4	145.3	145.2
ボール投げ (m)	20.5	17.3	22.4	20.6	13.4	12.8	13.9	13.3

資料：体力テスト比較

中学2年生

種目	中学2年生男子 (豊明市)		中学2年生男子 (全国)		中学2年生女子 (豊明市)		中学2年生女子 (全国)	
	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度	2016年度	2021年度
握力 (kg)	26.6	27.6	28.9	28.8	23.0	22.6	23.7	23.4
上体起こし (回)	25.1	25.2	27.4	25.9	24.2	21.2	23.4	22.2
長座体前屈 (cm)	43.3	40.4	43.0	43.6	44.1	43.3	45.5	46.2
反復横跳び (回)	52.4	47.9	51.9	51.2	49.2	45.1	46.6	46.3
持久走 (秒)	409.5	408.3	392.6	407.2	281.1	300.6	289.3	298.3
50m 走 (秒)	8.2	8.0	8.0	8.0	8.6	9.0	8.8	8.9
立ち幅跳び (cm)	191.5	193.8	194.7	196.3	173.8	163.4	168.2	168.0
ボール投げ (m)	18.0	18.3	20.5	20.2	12.0	12.8	12.8	12.6

資料：体力テスト比較

3. 市民意識調査の結果

市が18歳以上の市民に行った過去3回の市民意識調査及び文部科学省スポーツ庁が行ったアンケート調査における結果を市の課題となりうるものに注目をして一部掲載します。

2021（令和3）年度の市民意識調査に関する概要は下表のとおりです。

- ・調査地域：豊明市全域
- ・調査対象者：豊明市内在住の18歳以上市民
- ・調査期間：2022（令和4）年1月31日～2月22日
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収による郵送調査法
- ・回収状況：下表参照

調査年度	配付数	回収数	回収率
2021（令和3）年度	2,500	828	33.1%

スポーツの実施頻度において「週に1回以上」と回答した市民全体の割合

年度	2012(平成24)年度	2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
割合	35.5%	41.7%	40.5%

資料：豊明市「市民意識調査」

スポーツの実施頻度において「スポーツはしない」と回答した市民の割合

年度	2012(平成24)年度	2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
18～29歳の割合	37.0%	24.6%	27.2%
30歳代の割合	36.5%	30.9%	50.5%
40歳代の割合	32.7%	37.6%	35.7%
50歳代の割合	36.5%	35.7%	38.8%
60歳代の割合	34.3%	28.6%	38.2%
70歳代以上の割合	37.9%	36.8%	42.6%

資料：豊明市「市民意識調査」

運動やスポーツが好き（全国小中学生平均値）

年度	2012(平成24)年度	2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
割合	59.7%	60.0%	56.0%

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

スポーツを実施する上での問題点（上位3件）

年度	2012(平成24)年度	2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
第1位	スポーツをする時間的な余裕がない	スポーツをする時間的な余裕がない	スポーツをする施設・場所がない
第2位	スポーツをする施設・場所がない	スポーツをする施設・場所がない	スポーツをする時間的な余裕がない
第3位	一緒に活動する仲間がいない	一緒に活動する仲間がいない	お金がかかる

資料：豊明市「市民意識調査」

スポーツ施設への不満度（不満、やや不満）

年度	2012(平成24)年度	2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
割合	26.0%	28.6%	30.1%

資料：豊明市「市民意識調査」

整備してほしいスポーツ施設（上位3件）

年度	2012(平成 24)年度	2016(平成 28)年度	2021(令和 3)年度
第1位	ジョギング・ウォーキングコース	ジョギング・ウォーキングコース	スポーツジム
第2位	プール	プール	ジョギング・ウォーキングコース
第3位	体育館	体育館	プール

資料：豊明市「市民意識調査」

市のスポーツ推進のための今後の活動について力をいれてほしいこと（上位3件）

年度	2012(平成 24)年度	2016(平成 28)年度	2021(令和 3)年度
第1位	年齢層にあったスポーツの開発・普及	年齢層にあったスポーツの開発・普及	年齢層にあったスポーツの開発・普及
第2位	各種スポーツ行事・大会・教室の開催	各種スポーツ行事・大会・教室の開催	スポーツに関する広報活動
第3位	地域のクラブやサークルの育成	地域のクラブやサークルの育成	各種スポーツ行事・大会・教室の開催

資料：豊明市「市民意識調査」

市のスポーツ推進委員の認知度（市民全体）

年度	2012(平成 24)年度	2016(平成 28)年度	2021(令和 3)年度
割合	10.2%	17.7%	11.7%

資料：豊明市「市民意識調査」

スポーツに関する情報提供をもっとして欲しいと回答した市民全体の割合

年度	2012(平成 24)年度	2016(平成 28)年度	2021(令和 3)年度
割合	52.7%	50.1%	54.1%

資料：豊明市「市民意識調査」

障がい者スポーツに関心がありますかに対する回答（新規質問）

年度	2012(平成 24)年度	2016(平成 28)年度	2021(令和 3)年度
行ったことがある	—	—	4%
見たことがある	—	—	37%
関心はあるが見たことはない	—	—	27%
関心がない	—	—	32%

資料：豊明市「市民意識調査」

4. 豊明市のスポーツ推進に向けた課題のまとめ

過去3回の市民意識調査及びスポーツ庁のアンケート調査におけるスポーツ関連指標に目を向けると、現状の課題や市民ニーズが見えてきます。これらの結果から市のスポーツ推進に向けた課題を下記のとおりまとめます。

(1) 全体を通じた課題

スポーツへの関心は総じて高いと思われることから、特に運動の実施率が低い30～50歳代の人を中心に、スポーツ実施に対する阻害要因や今後やってみたい種目などから伺われるニーズなどを念頭に置きつつ、関心があるのにスポーツをすることができない人が、スポーツをできるようにするための工夫が必要です。

課題① 子どものスポーツへの関心向上・習慣化

スポーツ庁のアンケート調査結果から「スポーツが好き」と回答する子どもが数年前よりも減少していることがわかります。これは近年のライフスタイルの変化や娯楽の多様化に伴い、相対的にスポーツや体を動かす遊びに触れ合うことが少なくなってきたからと考えられます。そのため、スポーツの楽しさ、体づくりの重要性の啓発を行い、また、運動やスポーツに触れ合うことができる機会を提供することで、子どものスポーツに対する関心・意欲を高めるとともに、学校教育だけでなく地域でも安心してスポーツに親しむことができる環境づくりに力を入れていくことが必要です。

課題② 働く世代のスポーツ機会の拡充

市民の健康の保持・増進の点からも、働く世代の人が気軽に、空き時間などに手軽に運動やスポーツができる機会や場所を提供するとともに、時代に合わせた情報発信の多様化が必要です。

課題③ 高齢者・障がい者のスポーツ推進

70歳以上の市民は「スポーツをしていない」割合が30歳代に次ぐ高さとなっており、運動非実施者への対策を考える必要があります。高齢者にも負担の少ないスポーツイベントや教室を実施し、健康・体力づくりとしてのスポーツを継続して行うことの重要性に加えて、身体を動かすことで得られる爽快感や多様な活動を通じた人々との交流を通じて、スポーツを共有できる仲間づくりや生きがいづくりにつなげていく必要があります。

また、障がい者も気軽にスポーツに参加をしやすくする環境づくりをするため、設備や備品の整備、健常者・障がい者がみんなで楽しめるユニバーサルスポーツ教室の開催や、障がい者スポーツを普及させる十分な情報発信も必要です。

(2) スポーツ環境を整えるために

誰もが気軽にスポーツができる環境づくりに向けて、スポーツを支える人材の育成や施設の整備・充実、情報発信など、スポーツ環境の整備に向けた取り組みを継続します。

課題① スポーツ指導者の育成・充実

豊明市のスポーツを支える指導者の養成については、喫緊の課題です。若い指導者の育成や指導者が活躍できる場の提供が必要です。

豊明市スポーツ協会、豊明市レクリエーション協会、豊明市スポーツ推進委員会等を対象に、競技力向上のための種目別指導者講習会や指導者研修会等に取り組んでいきます。

課題② スポーツ施設・設備の整備

スポーツ振興のためには、身近にスポーツを行える場所の確保が重要となります。市内には屋外、屋内スポーツを行える場・施設があり、スポーツに親しむ機会を提供し、多くの市民に利用されています。

しかし、スポーツ施設・設備を利用する市民の不満度は全体で3割を超えており、多くの市民が安全で快適に利用ができるように施設・設備の改善が求められている状況です。

課題③ 情報提供・発信の充実

市民のスポーツ情報に対するニーズに市が十分に答えきれていない状況にあります。広く情報を伝達するには情報の提供先に応じて最も適切なメディアを使って情報を発信するなど、工夫が必要です。

また、イベントやスポーツ施設の利用に関する情報だけでなく、市民ニーズに応じたスポーツ関連情報の発信も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

国の「スポーツ基本計画」では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していくことが必要である」としており、また、第5次豊明市総合計画めざすまちの姿でも「子どもから高齢者まで気軽にスポーツを楽しみ、健康に暮らしている」という目標を掲げています。

このことから本市では、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民がいつでも、いつまでも、個々の状況に合わせて、運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツのまちの実現を目指します。そのため、子どもから高齢者まで、すべての市民が気軽にスポーツに関心を持ち、健康増進や生きがいにつなげ、スポーツを通じた市民の交流を活発にすることで活力あるまちを築いていきます。

基本理念
誰もが いつでも いつまでも 気軽にスポーツに取り組める
生涯スポーツのまち とよあけ

2. SDGs との関連について

SDGsについて国際連合は「スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となるものである」とスポーツが世界的な課題に取り組んでいくために、必要不可欠なツールであると発信しています。

運動とスポーツを行うことは、身体的・精神的な安定をもたらし、それがSDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に繋がり、さらにユニバーサルスポーツを通じて男女の垣根なく人々に触れ合うことでジェンダー意識の改革を進められていくことで、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に繋がっていきます。また、プロギングといった環境面へ配慮したスポーツイベントへの参加を通じて環境への理解を深めたり、近場であれば車を使わずにウォーキングや自転車で移動をすることなどで、環境への負担を軽減させることができ、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に繋がっていくとされています。

本市でもスポーツがSDGsそれぞれの目標を達成するために重要な役割を担っていることを念頭に置き、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」のとおり多様な主体者と連携しながら持続可能な開発目標の達成を意識した施策の展開を行っていきます。



3. 基本目標・方針

基本理念に掲げたまちの実現には、「スポーツ習慣の形成と継続」が必要です。そのため、ライフスタイルに応じたスポーツ機会の提供を行い、より多くの市民が自ら進んでスポーツに参加できる環境を整えることが必要です。また、市民が安心して気軽にスポーツを楽しむための快適なスポーツ環境が必要です。そして、さらに多くの市民がスポーツに参加し、楽しみ、交流を図るために、地域づくりと情報発信の充実を図ることが必要です。

こうした考えから、取り組みの目標・実施方針を以下に示します。

基本目標	実施方針
<p>1. 生涯にわたるスポーツ活動の推進、環境の整備 全ての人がライフステージに合わせて生涯にわたりスポーツを楽しみ、人生を健康で生き生きたものにできるよう、多種目、多世代、多志向でのスポーツ活動が行える総合型地域スポーツを展開することをはじめとした、体力や年齢、性別、障がいの有無等に応じてスポーツに気軽に参加することができる機会と環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①子どものスポーツへの関心向上、習慣化 ②働く世代のスポーツ機会の拡充 ③高齢者・障がい者のスポーツ推進 ④競技スポーツの振興 ⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進 ⑥総合型地域スポーツクラブの活性化 ⑦スポーツ指導者の充実 ⑧安全性の確保
<p>2. ニーズに応じたスポーツ空間の創出 スポーツに関する市民ニーズの増加や多様化に対応するとともに、全ての人々がスポーツ施設・設備を安全・安心に利用できるよう、スポーツ施設・設備の効率的な運用、計画的な改修、整備に取り組みます。 また、施設や設備に捉われず、スポーツをVRやAR等を始めとするデジタル技術の利活用によりリモートなどでどこでも楽しむことできる新たなスポーツ実施機会の創出に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ施設・設備の整備 ②スポーツ施設の有効活用 ③デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出
<p>3. スポーツによる地域づくり 広報紙、ホームページ、SNS等多様な媒体から情報発信をすることを充実させ、行政のみならず、区や町内会、スポーツ団体などが積極的にスポーツ活動に関われる環境作りをしたり、市内のボランティア団体や学校へ声掛けを行い、スポーツボランティア活動の活性化を促すことで、共助の精神で活動を行う生涯スポーツのまちの実現を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市民のスポーツへの主体的な取り組み ②スポーツを通じた交流の促進 ③情報提供・発信の充実

4. 計画の目標設定

第3章3. 基本目標・方針で示したことの達成状況を評価するための評価指標を設定します。

1-①子どものスポーツへの関心向上、習慣化

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
運動・スポーツが「好き」と回答した子どもの割合	%	— (調査未実施) ※令和4年中に調査予定	60	75

1-②働く世代のスポーツ機会の拡充

1-③高齢者・障がい者のスポーツ推進

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
成人の週に1日以上 のスポーツ実施率	%	40.5	50	60

1-④競技スポーツの振興

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ表彰件数	件	142	160	180

1-⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
ニュースポーツイベントの 参加者数	人	602	700	800

1-⑥総合型地域スポーツクラブの活性化

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
総合型地域スポーツクラブ の参加者数	人	207	250	380

1-⑦スポーツ指導者の充実

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ推進委員の認知度	%	11.7	15	20
スポーツ人材バンクの登録者数	人	50	60	70

1-⑧安全性の確保

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
救命講習会の実施回数	回	0	1	3

2-①スポーツ施設・設備の整備

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ施設への不満度	%	30.1	20	10

2-②スポーツ施設の有効活用

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ施設の利用者数	人	344,172	413,000	495,600
学校体育施設スポーツ開放利用率(年間)	%	77.6	80.0	85.0

3-①市民のスポーツへの主体的な取り組み

3-②スポーツを通じた交流の促進

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツイベントの参加者数	人	19,113人	20,000人	22,000人

3-③情報提供・発信の充実

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツに関する情報提供の満足度	%	39.3	50	75

第4章 施策の展開

設定した目標を達成するための各施策における具体的な取組内容を以下に示します。

1. 生涯にわたるスポーツ活動の推進、環境の整備

(1) 子どものスポーツへの関心向上、習慣化

子どもが幼い頃からスポーツ活動に親しむことは、健康な体をつくるとともに、規範意識の醸成やフェアプレイ精神を育むことにもつながります。さらに、スポーツを通じた仲間との交流はコミュニケーション能力の育成にも寄与します。また、子どもたちがスポーツに取り組む中で夢や目標を抱くことになれば世界へ飛び立つトップ選手へとなり得る可能性もあります。

子どもたちが集い、運動やスポーツを楽しむための環境を整備することにより、運動することを習慣づけ、生涯に渡ってスポーツをする子どもたちを育成します。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
運動・スポーツが「好き」と回答した子どもの割合	%	— (調査未実施) ※令和4年中に調査予定	60	75

具体的な取り組み
I 親子スポーツ大会 スポーツクラブで実施しているスポーツレクリエーションフェスティバルやフットサル親子体験会など、親子と一緒にスポーツを楽しむことができるイベントを開催します。
II 児童館でスポーツをしよう！ 各児童館でさまざまなスポーツやレクリエーションを行います。月ごとの活動目標の設定や検定を行い、参加者が継続して実施できるようにします。 また、児童クラブや放課後子ども教室からの要請に基づいて、スポーツ推進委員等を派遣し、子どもがみんなで体を動かす機会の増進に努めます。
III スポーツ教室 指定管理者と協議をし、スポーツに取り組むきっかけづくりとしてスポーツ教室を開催します。
IV 多世代が参加できる運動体験 市民ウォーキング、ノルディック・ウォーク、プロギングなど、高齢者の参加だけでなく、親子連れや若い世代にも参加してもらえるようなPRをしていきます。
V コーディネーショントレーニング教室の実施 身体と脳、神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるトレーニング法を取り入れ、専門的な技術を習得するための基礎づくりをします。
VI 各団体、各地域への指導者紹介 スポーツ人材バンクとして指導者紹介事業を行っており、依頼者の要望にあわせた指導者を紹介します。

(2) 働く世代のスポーツ機会の拡充

働く世代は、スポーツをしていないという回答が30歳代を筆頭に高い傾向にあります。働く世代が積極的にスポーツに親しむには、比較的短時間で手軽にできる運動の情報提供が必要です。情報を提供するだけでなく、年齢や世代に合わせた運動機会の提供を行います。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
成人の週に1日以上 のスポーツ実施率	%	40.5	50	60

具体的な取り組み
I 子育て世代のスポーツ参加 指定管理者と連携を図り、お子さんと一緒に又はお子さんを預けて参加できる教室等を実施します。
II 特定の年齢を対象にしたイベントの実施 指定管理者と連携を図り、教室等を実施します。
III 働く人への啓発活動 広報やソーシャルメディア等各種媒体を使い、比較的短時間で手軽にできる運動の情報を提供します。
IV 各種媒体を用いた在宅スポーツプログラムの研究・検討 指定管理者と協議をし、自宅にいる時の空き時間で行うエクササイズをまとめた情報誌の発行や、ウェブ会議システム等を用いて運動やスポーツをできるようにするプログラムの研究・検討を行います。
V スポーツによる生活習慣予防事業 ウォーキングなどのイベントを開催し、生活習慣病の予防を図ります。 実施例：毎月（7・8月除く）ウォーキングを実施、ウォーキングマップの作成
VI 健康づくりへのアドバイス 保健師や栄養士等と連携し、スポーツを通じた市民の健康づくり活動に対し、周知・啓発を行います。代表例として、ライフステージに応じた運動方法、運動ができる場所等の情報提供や、運動を開始・継続することで個人に対するメリットが見える化できる「とよあけ大金星マイレージ」事業があり、この事業もより一層活性化されるよう引き続き周知・啓発を行います。
VII 体力測定の実施 市民を対象に体力測定を実施し、結果診断を行うことで自身の体力を把握してもらい、スポーツ教室やイベントの紹介を行います。

(3) 高齢者・障がい者のスポーツ推進

高齢期の余暇活動に地域の仲間とともにスポーツ活動に親しむことは、いきがいつくりと健康寿命を伸ばすことに大変有用です。ライフステージに合わせた生涯スポーツのまちの実現を推進します。

また、障がい者や配慮の必要な方々がスポーツを通じて社会参画ができるよう、ユニバーサルスポ

ーツに積極的に取り組むことによって心のバリアフリーを推進します。

具体的な取り組み	
I 高齢者スポーツの推進	グラウンドゴルフ、ターゲット・バードゴルフなど高齢者にも人気のスポーツの活性化を推進します。また、シニア向けウェイトトレーニングプログラムなどを指定管理者と協議の上、展開できるよう検討していきます。
II ウォーキングの推進	ウォーキング経験のない人、体力に自信のない人にも参加してもらいやすいようなウォーキングプランを設定し、広報・ホームページ等を活用し、啓発に努めます。 実施例：「プロギング」、「ノルディック・ウォーク」「とよあけ健康ウォーキング」
III 生きがい推進事業	老人クラブに加入している運動クラブを含めた、趣味クラブの運営を助成します。
IV 介護予防事業の推進	運動は身体と心の機能低下を予防する効果があるため、介護予防事業として高齢者の運動の機会の確保、運動継続への啓発を積極的に行っています。豊明市オリジナル体操「大金星体操」を作成・普及するとともに、公民館など歩いて行ける身近な場所で継続的に運動ができるよう、区や町内会と連携して「まちかど運動教室」を行っています。
V 障がい者にも参加しやすいスポーツ教室の開催	スポーツ教室において、障がい者が気軽に参加できるように周知・啓発をしていきます。
VI ユニバーサルスポーツイベントの開催	ボッチャやウォークラリーなど、年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に楽しむことができるスポーツイベントを開催します。
VII 障がい者スポーツへの理解促進	障がい者スポーツへの理解を深めるため、障がい者スポーツに携わる人たちを対象に障がい者スポーツ指導員養成講習会等を受講してもらい、指導員の確保に努めます。
VIII 障がい者スポーツ大会への参加支援	各種障がい者スポーツ大会へ支援し、障がい者のスポーツ参加機会の増進を図ります。

(4) 競技スポーツの振興

競技スポーツは、「する」人だけでなく「みる」人に対しても、感動を与える魅力を持っています。高い技術のスポーツを観戦することは、競技人口の拡大や、市民のスポーツ活動の活性化にも大きく貢献します。

トップ選手の技術に触れる機会やトップ選手から指導助言を受けられることができる機会の提供を行い、競技者の意欲を高め、競技力の向上を図ることに努めます。

また、競技スポーツの普及促進については、各種競技団体の組織強化を支援します。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ表彰件数	件	142	160	180

具体的な取り組み	
I 市スポーツ協会、レクリエーション協会の組織体制の充実・支援	市スポーツ協会、レクリエーション協会は、競技スポーツの中核として活動しています。今後も連携を図り、引き続き支援を行います。
II 選手激励補助	県または市を代表するスポーツ選手に、激励補助金を交付します。
III トップ選手によるスポーツクリニックの実施	トップ選手を招き、運動指導などを受けることができるイベントを実施します。
IV 豊明市スポーツ表彰	大会において優秀な成績を収めた個人・団体を表彰し、モチベーションの向上を図ります。
V 豊明市スポーツ協会・レクリエーション協会表彰	スポーツ協会又はレクリエーション協会において、功績のあった個人・団体を表彰します。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、いつでも、いつまでもそれぞれの能力や状況に応じて、気軽にスポーツを楽しみ、継続的にスポーツ活動ができる機会として、イベントや教室等を定期的開催し、スポーツ活動ができる環境を整備していきます。

競技スポーツだけでなく、市民の健康・体力づくりのための運動を促進していきます。

また、高齢者や障がい者にも気軽に参加できるスポーツレクリエーションなどのスポーツ活動を推進していきます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
ニュースポーツイベントの参加者数	人	602	700	800

具体的な取り組み	
I あそびの日の実施	さまざまなスポーツやレクリエーションを通じて、人と人とのつながりや笑顔を広める「あそびの日」を開催します。
II 豊明市レクリエーション協会初心者教室	ターゲット・バードゴルフ、グラウンドゴルフ、インディアカ、ショートテニスの4種目について、初心者を対象に開催します。
III ニュースポーツ体験会の実施	運動不足の人や運動が苦手な人をターゲットに、スポーツ推進委員が中心となってニュースポーツの紹介や体験会を行い、普段からスポーツをする人の増加を図ります。

(6) 総合型地域スポーツクラブの活性化

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心、技術、技能レベルなどに応じて、いつでも活動できるように地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで

す。本市では「豊明市スポーツクラブ」を総合型地域スポーツクラブと定義しており、「豊明市スポーツクラブ」で行ういくつかの事業が誰でも参加をできるものとなっています。

また、国において学校部活動の地域移行の議論・検討が進められており、地域移行の受け皿の一つとして総合型地域スポーツクラブが期待をされています。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
総合型地域スポーツクラブの参加者数	人	207	250	380

具体的な取り組み	
I 「誰でも」「いつでも」「いつまでも」参加できる事業の増加	
総合型地域スポーツクラブの活性化をするために、総合型地域スポーツクラブの主旨に添った事業の増加を図れるように検討を行います。	
II 部活動地域移行への対応	
今後の動向を注視し、部活動地域移行への適切な対応が行えるよう、総合型地域スポーツクラブの体制面の強化等について協議を進めていきます。	

(7) スポーツ指導者の充実

生涯に渡るスポーツ活動の推進には、スポーツ活動の目的に合わせたスポーツ指導者の充実が必要です。市内におけるスポーツの専門指導をすることができる人材の発掘に努め、指導者が各種目の専門技術やコンプライアンスなどの知識を身につけ、質の高いスポーツ指導を提供できるよう支援をしていかなければなりません。

スポーツ推進委員は、スポーツ実技の指導や助言に加えて、地域スポーツの推進役として、コーディネーターという役割が重要視されるようになりました。

競技スポーツを支えるスポーツ指導者を育成し、地域スポーツを支えるスポーツ推進委員の支援を拡充していきます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ推進委員の認知度	%	11.7	15	20
スポーツ人材バンクの登録者数	人	50	60	70

具体的な取り組み

I 指導者向け講習会の実施

指導力の強化と指導を受ける側からの考え方も理解できるよう、指定管理者の協力を得て講習会を行い、指導者のスキルアップを図ります。

II スポーツ推進委員の組織強化と社会的地位の確立

資質の高いスポーツ推進委員をより効果的に組織化するとともに、地域スポーツを推進していくコーディネーターとしての重要性を認識し、地域、学校、関係団体等との中核としての役割を確立していきます。

III スポーツ人材バンクの充実

スポーツ人材バンクに登録されている方々の部活動等への派遣体制の整備を検討していきます。

IV スポーツ推進委員の派遣

地域や団体などからの派遣依頼により、スポーツ推進委員を派遣し、ニュースポーツの紹介やスポーツ指導を行っています。

(8) 安全性の確保

スポーツ活動の中で生じるけがなど危険性を回避するために、競技者や指導者、運営スタッフなどが正しい知識を身につけることにより、スポーツにおける事故などを防ぎ、誰もが安心してスポーツに取り組むことができるようになります。

AEDが、学校、公共施設やコンビニエンスストア、協力事業所で配備されたことにより、AEDの設置困難なスポーツ施設でもすぐに使用することができるようになりました。

また、いざというときにAEDが利用できるよう講習会を実施し、市民が安心してスポーツに取り組めるよう安全体制の強化を図っていきます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
救命講習会の実施回数	回	0	1	3

具体的な取り組み

I 救命講習会の開催

各種イベント参加者及び各種大会参加者に対して、定期的に救命講習会を開催します。

2. ニーズに応じたスポーツ空間の創出

(1) スポーツ施設・設備の整備

スポーツ振興のためには、身近にスポーツを行える場所の確保が重要となります。市内には、屋外、屋内スポーツを行える場・施設があり、スポーツに親しむ機会を提供し、多くの市民に利用されています。

市民ニーズを把握しながら、「誰もがいつでもいつまでも気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツのまちとよあけ」を目指すことができるよう施設の整備に取り組めます。

また、安全で安心して利用できるよう施設の計画的な改修等を進めるとともに効率的な利用方法

を検討するなど、より多くの市民がスポーツに取り組む環境を整えます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ施設への不満度	%	30.1	20	10

具体的な取り組み	
I 施設のバリアフリー化の推進と障がい者スポーツ競技用具の充実	高齢者や障がい者が利用しやすいように、障がい者用トイレやスロープなどを設置しています。今後は、障がい者スポーツ競技用具を充実できるよう検討を進めていきます。
II スポーツ施設の点検・整備	整備必要箇所の早期発見・早期改善に努めていきます。
III ふれあい広場の設置補助	前計画を引き継ぎ、ふれあい広場の維持・管理を助成していきます。
IV スポーツ施設改修の検討	市民ニーズを取り入れながら、スポーツ施設の改修、修繕やリニューアル、用途更新、多目的化などを検討し、利用者が安全で快適に利用できるよう計画的に施設整備を進めていきます。 なお、福祉体育館については、今後改修を行うことが決定しています。よりよい施設にするために研究と協議を重ね、市民の満足度向上を目指します。
V 既存の施設・敷地等スポーツ空間の有効活用	役目を終えた市の施設や敷地等を有効活用し、新たなスポーツ空間としてリノベーションができるよう、検討と協議を進めていきます。

(2) スポーツ施設の有効活用

学校体育施設や集会所などは、市内各地域に配置されており、市民にとって身近な活動の場になっています。市民ニーズを把握した上で、スポーツ活動が十分行えるよう、既存のスポーツ施設の有効活用方法について検討し、スポーツの活動場所の確保に努めるとともに、地域コミュニティの核として学校体育施設や公共スポーツ施設などの機能充実・強化を図り、市民のスポーツを通じた交流を促進します。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツ施設の利用者数	人	344,172	413,000	495,600
学校体育施設スポーツ開放利用率(年間)	%	77.6	80.0	85.0

具体的な取り組み	
I コミュニティ施設の開放と支援	区や地域の協力のもと、地域の集会場等にて、「まちかど運動教室」を行っています。また、「老人福祉センター」や「共生交流プラザ カラット」で体操教室を行うなど、コミュニティ施設を活用することで身近な場所での運動機会の確保に努めます。
II 学校体育施設スポーツ開放の充実	スポーツニーズの多様化に伴う利用需要に対応するため、開放日や開放時間の拡大など学校運営に支障のない範囲での一層の施設開放を検討します。
III プール開放事業の充実	市民アンケートの結果からプールの整備の要望が多く挙げられています。民間企業と連携し、民間プールの利用拡大について検討を進めていきます。
IV 民間活力の活用による効率的・効果的な管理運営	民間事業者等の活力や自由な発想を最大限に活用し、施設の効率的・効果的な管理運営を行い、多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応することでサービスの向上を図ります。

(3) デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出

近年、AIやVRなどといったデジタル技術の発展が目覚ましく、人は時や場所を選ばずにスポーツを実施する機会を得ることができる期待が高まっています。スポーツの場においてどのようにデジタル技術が活用できるか研究を行っていき、新たなスポーツスタイルの創出を推進します。

具体的な取り組み	
I VR・AR等の利活用	VRやAR等デジタル技術の利活用方法を模索し、スポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出を目指します。
II リモート技術の利活用	スポーツ実施会場に足を運ぶ時間をとることができない人だけでなく、健康上の理由や障がい等のため外出が困難な人たちも含め、多様な人々が平等にスポーツイベント等へ参加できるよう、リモート技術を用いた体操教室や会話等の双方向的な交流を生むスポーツ空間を提供できるよう研究・検討を行います。

3. スポーツによる地域づくり

(1) 市民のスポーツへの主体的な取り組み

本市では、スポーツ協会、レクリエーション協会に所属する各団体や、コーディネーターであるスポーツ推進委員などをはじめとして、スポーツに関する各種の団体が活発に活動しています。また、全市民を対象とした豊明市スポーツクラブなどの活動もあり、さまざまな組織、団体がスポーツ活動に積極的に取り組んでいます。しかし、スポーツをまったくしていない市民も多く、より多くの市民をスポーツ活動に参加させるための取り組みが求められます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツイベントの参加者数	人	19,113人	20,000人	22,000人

具体的な取り組み	
I スポーツ推進委員によるスポーツイベント紹介	スポーツ推進委員が中心となって会報を作成し、ニュースポーツや各種スポーツイベントの紹介を行います。
II 備品の貸出	地域の要望に応じて、ニュースポーツ用具等の貸し出しを行います。
III 地域スポーツと大学や企業との連携	大学との包括協定を利用し、講演会やスポーツイベントを開催していきます。 また、企業との連携についても同様に進めていきます。
IV ウォーキング推進グループによるイベントの合同開催	誰もが参加しやすい、安全にウォーキングが実施できるようにコースを設定し、市民が楽しく安全安心に参加できるようなイベントを開催します。

(2) スポーツを通じた交流の促進

本市では、スポーツイベントの開催を通じて市民同士の交流が進められており、友好自治体との連携も行われています。

これまでの活動をさらに拡大し、スポーツ及び関連事業を積極的に促進して、市民だけでなく国内、国外住民との交流を深めることができる環境づくりを進めます。また、取り組みを実施していく中で市内のボランティア団体や学校等へボランティア参加の声掛けを行い、より広い交流を生み出せるように働きかけをしていきます。

具体的な取り組み	
I 市民スポーツ大会の実施	誰でも気軽に参加できる市民スポーツ大会を開催します。
II 市民歩け歩け運動	毎回150人前後の参加者があり、健康づくりだけでなく、参加者同士の交流の場としても定着しているため継続して実施します。
III 友好自治体とのスポーツ交流会の開催	友好自治体である長野県上松町とスポーツ交流会を実施します。また、豊根村とのスポーツ交流も進めていきます。
IV 外国人とのスポーツ交流会の実施	「TIRA 国際スポーツ交流会」を開催し、外国人市民とスポーツ交流を行うイベントを実施します。
V 市民ノルディック・ウォークの開催	各地区で行われているノルディック・ウォークの愛好家を集めて、市内の交流を図ります。

(3) 情報提供・発信の充実

多くの市民が「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに関わり、楽しむことができるよう、スポーツに関する情報の充実や効果的な発信に努めます。

また、スポーツをする上で必要な安全に関する情報を提供し、スポーツによる事故防止につなげます。

指標項目	単位	基準値 (2021(令和3)年度)	中間目標値 (2027(令和9)年度)	最終目標値 (2032(令和14)年度)
スポーツに関する情報提供の満足度	%	39.3	50	75

具体的な取り組み

I ソーシャルメディアを活用した情報発信

ソーシャルメディアを活用して幅広く情報の発信を行います。情報の発信だけではなく、TwitterやLINE等を用いることで閲覧者同士がコミュニケーションをとれるような形に発展させることも検討します。

II 広報、チラシ等紙媒体での情報発信

伝統的なメディアでの宣伝は今でも大きな効果があります。毎月の各種大会やイベント、教室などの予定が記載されたカレンダーを配付し、福祉体育館等、各スポーツ施設の情報提供を行います。

III スポーツ施設についての手引きの発行

スポーツ施設の利用に関する情報を載せたリーフレットを発行し、市内のスポーツ施設の周知と利用者の増加を図ります。

IV 施設利用予約システムの周知

現在導入されている共同利用型施設予約システムをより幅広い方々に利用していただけるよう周知・支援を行います。



市民ウォーキングとカラーリング

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進捗管理

(1) 庁内における推進体制の整備

計画は、事務局である生涯学習課を中心に進捗管理を行います。本計画で掲げた市民のスポーツ推進に関する各施策については、PDCAサイクル（計画管理のためのサイクル）を実行し、毎年、担当課において点検や評価を行うことで計画の進捗状況を把握し、実効性を確保します。

さらに、外部評価委員を含めた「スポーツ推進計画審議会」を設置し、本計画で示したスポーツ推進に関する施策や事業の進捗確認を行います。

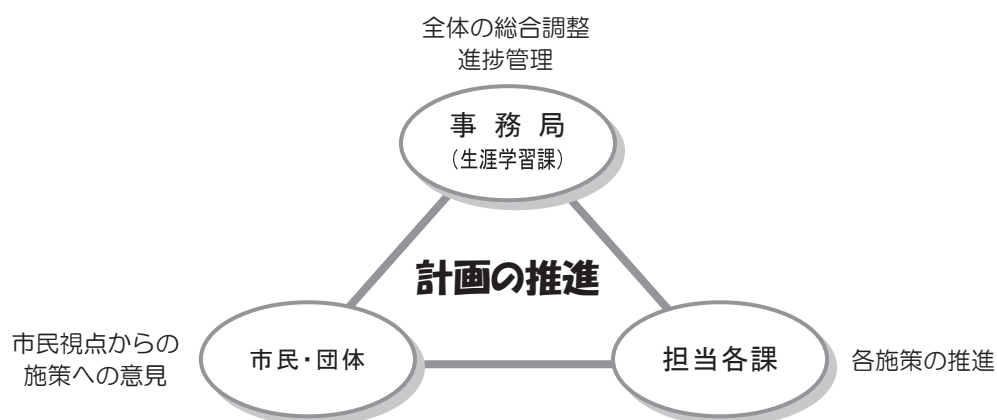
■PDCAサイクル



(2) 市民視点からの推進体制の整備

計画の進捗状況や数値目標の達成状況を、広報紙やホームページを活用して随時公表することで、市民や関係団体などの意見の施策への反映に努めます。

また、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員会などの、本市のスポーツ推進に重要な役割を持つ各種団体の意見については、定期的に意見交換を行うことで施策や事業の推進に生かします。

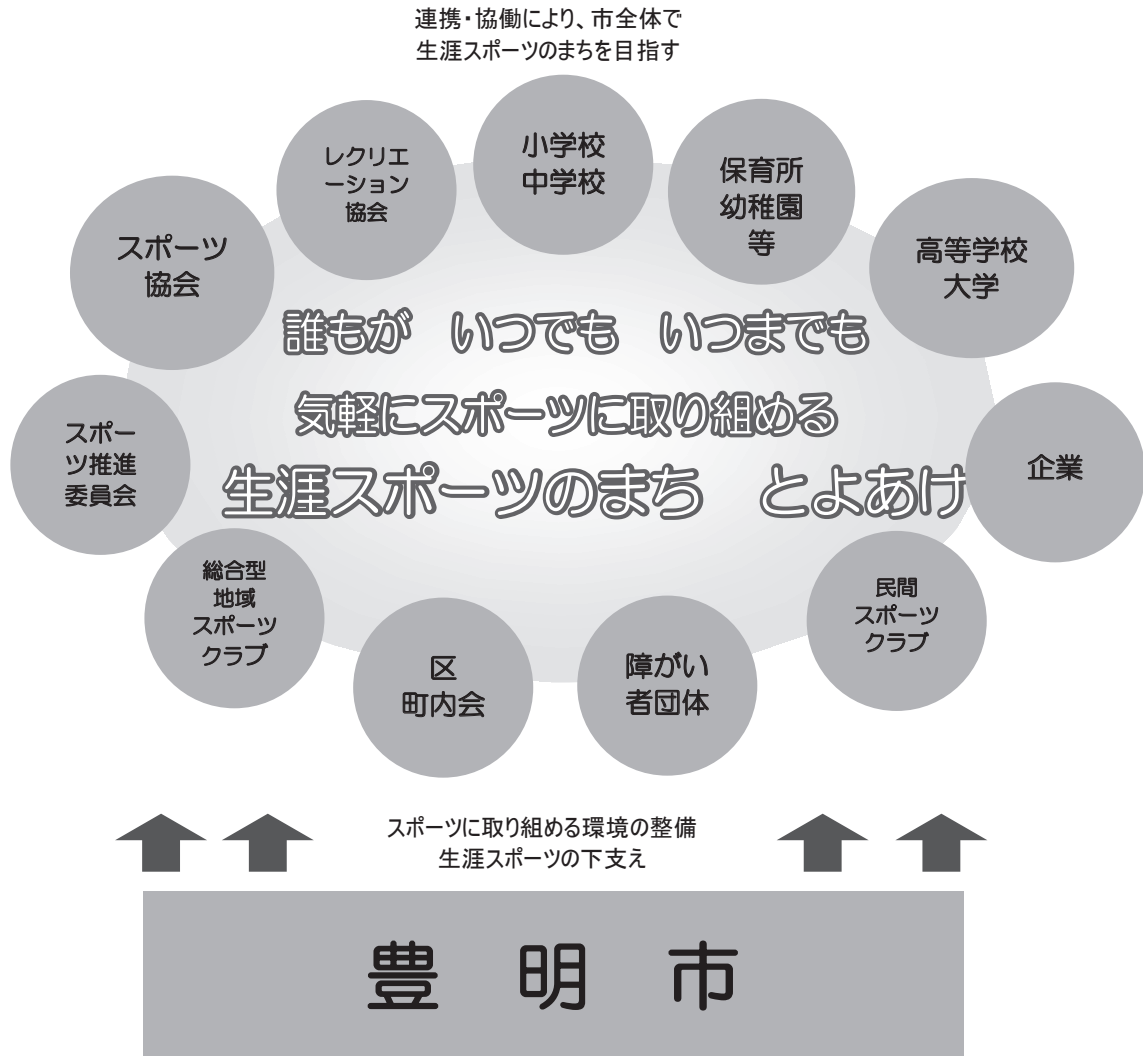


(3) 市民、団体等との連携・協働

市民が日常的にスポーツに取り組めるよう、意識啓発活動を推進するとともに誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。また、統計データの収集や、定期的な市民アンケートの実施などにより、市民ニーズを把握した上で計画の改善などに生かします。

また、より一層のスポーツ活動の振興を図るため、スポーツに取り組む各種団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体と連携・協働した取り組みを積極的に実施します。

■連携イメージ



第6章 用語・資料集

1. 用語集

あ行

- SNS（えす・えぬ・えす）

「Socia networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・タブレット・パソコン用のサービスの総称。ホームページに比べ、一度に掲載できる情報量は少ないが、同じSNSを利用する仲間で情報を共有することができ、情報の拡散力に優れているのが特徴。

か行

- 競技スポーツ

スポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の極限への挑戦を追従する選手のスポーツ。相手や自分との勝負の勝敗が主な目的となる。

- コンプライアンス

法令遵守又は倫理法令遵守。企業活動に対して多く使われてきた言葉だが、近年スポーツ界における不祥事が相次いで明るみになり、スポーツ界においてもコンプライアンスの強化が課題となっている。

さ行

- ジェンダー

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。

- 生涯スポーツ

老若男女を問わず、健康の維持、増進及び人生の楽しみ、喜びとして行うスポーツ。

- スポーツ推進委員

スポーツの振興のために、住民に対して、スポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うコーディネーター。

- 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心、技術、技能レベルなどに応じて、いつでも活動できるように地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。

た行

- TIRA（ていら）

豊明市国際交流協会の略称。日本語教室や各種イベントを開催するなど様々な国際交

流をとおして、国際理解を目指す団体。

な行

・ニュースポーツ

ニュー・コンセプト・スポーツの略称。勝敗にこだわらず、誰でも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的に考案されているものが多く、レクリエーションスポーツとも呼ばれている。

・ノルディック・ウォーク

2本の専用ポールを用いる歩行運動。ポールを持つことにより全身運動となるため、通常のウォーキングよりも運動効果が高く、足腰の負担の軽減につながる。

は行

・バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。障壁は、建物や交通機関等の段差や急こう配といった物理的なものから、社会のルールや制度、文化・情報面にまで至る。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやり、意識上の障壁を取り除くことを「心のバリアフリー」と呼ぶ。

・プロギング

ゴミ拾い（plockaupp）とジョギング（jogging）を合わせたスウェーデン発祥の新感覚フィットネス。

・ボッチャ

「ジャックボール」と呼ばれる白いボール（目標球）を投げ、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投球して、白いボールにいかにか近づけるかを競う競技。

パラリンピックの正式競技としても行われている。

や行

・ユニバーサルスポーツ

年齢、性別、体格、障がいの有無、国籍等に関わらず、一緒に参加して楽しむことができるスポーツ。

ら行

・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

2. 資料集

(1) 豊明市のスポーツ施設

施設名	所在地・補足
豊明市福祉体育館	豊明市西川町笹原26番地1 (主な施設) アリーナ、卓球場、剣道場、柔道場、会議室、トレーニングルーム
勅使グラウンド	豊明市沓掛町勅使1番地1
勅使テニスコート	豊明市沓掛町勅使1番地1
山田グラウンド	豊明市沓掛町山田40番地1
勅使ターゲット・ハードゴルフ場	豊明市沓掛町勅使1番地41
勅使弓道場	豊明市沓掛町勅使1番地1
山田グラウンド	豊明市沓掛町山田40番地1
中央公園ひろば	豊明市新田町吉池3番地1
落合公園ひろば	豊明市新栄町三丁目300番地
落合公園テニスコート	豊明市新栄町三丁目300番地
唐竹公園ひろば	豊明市二村台3丁目2番地
西川公園ひろば	豊明市西川町善波4番地1
西川公園テニスコート	豊明市西川町善波4番地1
椎池公園ひろば	豊明市阿野町北上ノ山72番地3
大原公園ひろば	豊明市栄町大原1番地1
豊明中学校	豊明市西川町横井4番地1
栄中学校	豊明市栄町殿ノ山50番地
沓掛中学校	豊明市沓掛町下山1番地
豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦29番地
中央小学校	豊明市新田町西筋38番地
沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前16番地
栄小学校	豊明市新栄町二丁目295番地
大宮小学校	豊明市前後町大狭間1475番地
三崎小学校	豊明市三崎町三崎2番地1
舘小学校	豊明市栄町南舘3番地758
二村台小学校	豊明市二村台7丁目3番地
共生交流プラザ 「カラット」体育館	豊明市二村台1丁目27番地27

(2) 昨今の豊明市スポーツ推進委員の主だった活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来行ってきた形式のイベントの開催が困難になったことをきっかけとし、スポーツ推進委員のあり方及びイベント企画の方向性を見直すためにプロジェクトを始動。

まずはスポーツ推進委員の派遣事業のことを知ってもらうため、広報紙へ情報を掲載したり、区長会を通じて周知を行った。また、事前実施していたアンケート調査から口コミによる影響も多大なものであると実感を得たため、高齢者サロンなどに積極的にPRをした。

次に派遣依頼に備えた指導力向上のため、各種レクリエーションスポーツの研修へ参加を行った。内容は、ノルディック・ウォークやポッチャといったユニバーサルスポーツの中でも人気の高いものとし、指導力の向上に努めた。

派遣依頼方法についても、わかりにくいなどの声があったため、派遣依頼書の様式を修正し、申込者とスポーツ推進委員双方にとってわかりやすいものへと修正。以前は、市役所に提出をしなければならなかったが、福祉体育館窓口やスポーツ推進委員へ手渡ししてもよいなどの改善を行い、さらにメールやWebでの受付も可能とした。

新型コロナウイルス感染症の影響によってスポーツ活動は時として制限される状況にあったが、この中でスポーツ推進委員派遣事業や屋外でのイベント展開を活性化させた。これまで屋内で行ってきたペタンク、ラダーゲッター、キンボールなどの軽スポーツを屋外でもできるように発展させ、また、スポーツ推進委員のこれまでの活動の中で各地域に広めたノルディック・ウォークを市全体のイベントとしてウォーキング推進委員と協力をし、「市民ノルディック・ウォーク」を開催。屋外スポーツをさらに発展させる。

令和3年度には初めての試みとして、「プロギング」を企画。プロギング（Plogging）とは、ゴミ拾い（plockaupp）とジョギング（jogging）を合わせたスウェーデン発祥の新感覚フィットネスである。

これらの活動が功を奏して、令和元年度には15件だった派遣依頼が、令和3年度には29件に増加。リピーターも多く、地域にスポーツとスポーツ推進委員のことを浸透させた。

屋外でのレクリエーションスポーツ体験も非常に好評であり、参加者から「楽しかった」、「久しぶりに体を動かす機会があってよかった」などといった声が多く上がった。新企画「プロギング」についても参加者から好評の声があり、初回の参加者は19名、ゴミの総量は6.8kgであったが、「またやりたい」という声に応じて第2回を行ったところ、参加者は約3倍である65名まで増加し、それに伴い拾ったごみの総量は39.8kgと大幅増加した。

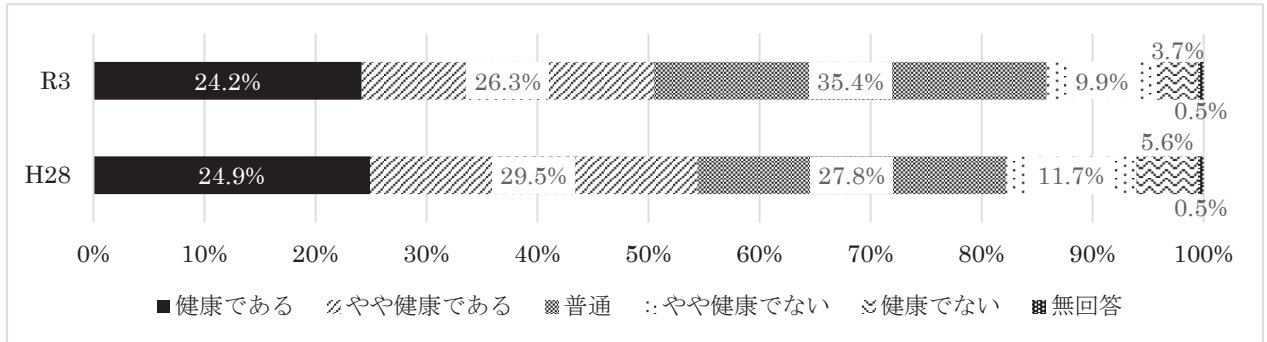
このように地域に根差した活動を行っており、スポーツという枠だけにはとどまらず、環境面を配慮した企画をしたり、ときには放課後デイサービスへ派遣指導をするなど福祉的な面でも多大な貢献をしている。



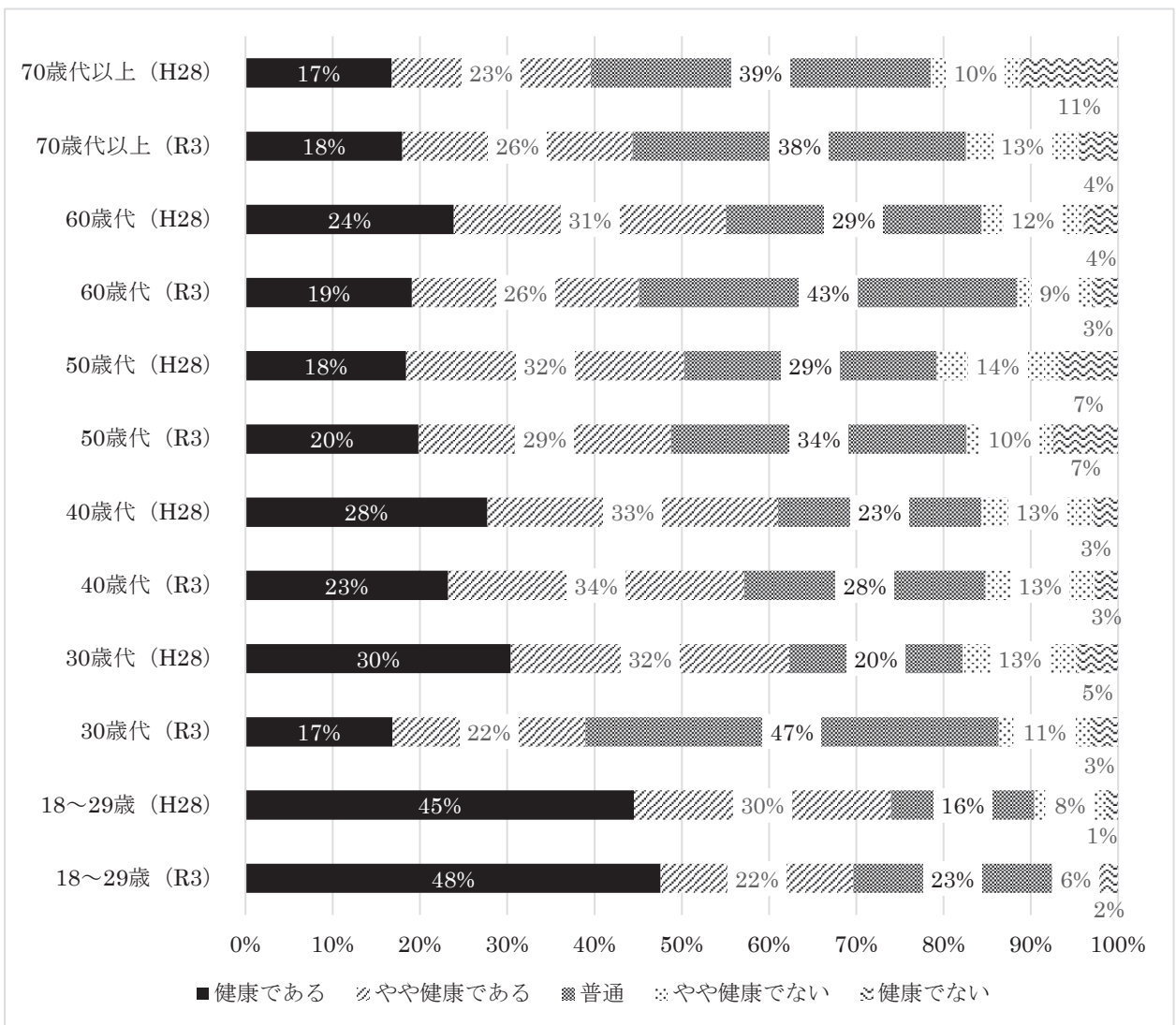
ポッチャ

(3) 市民意識調査の結果

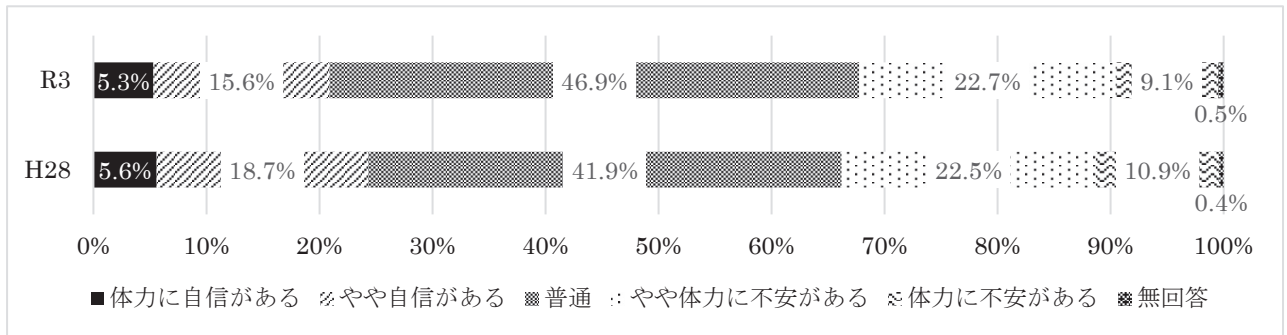
① 健康について



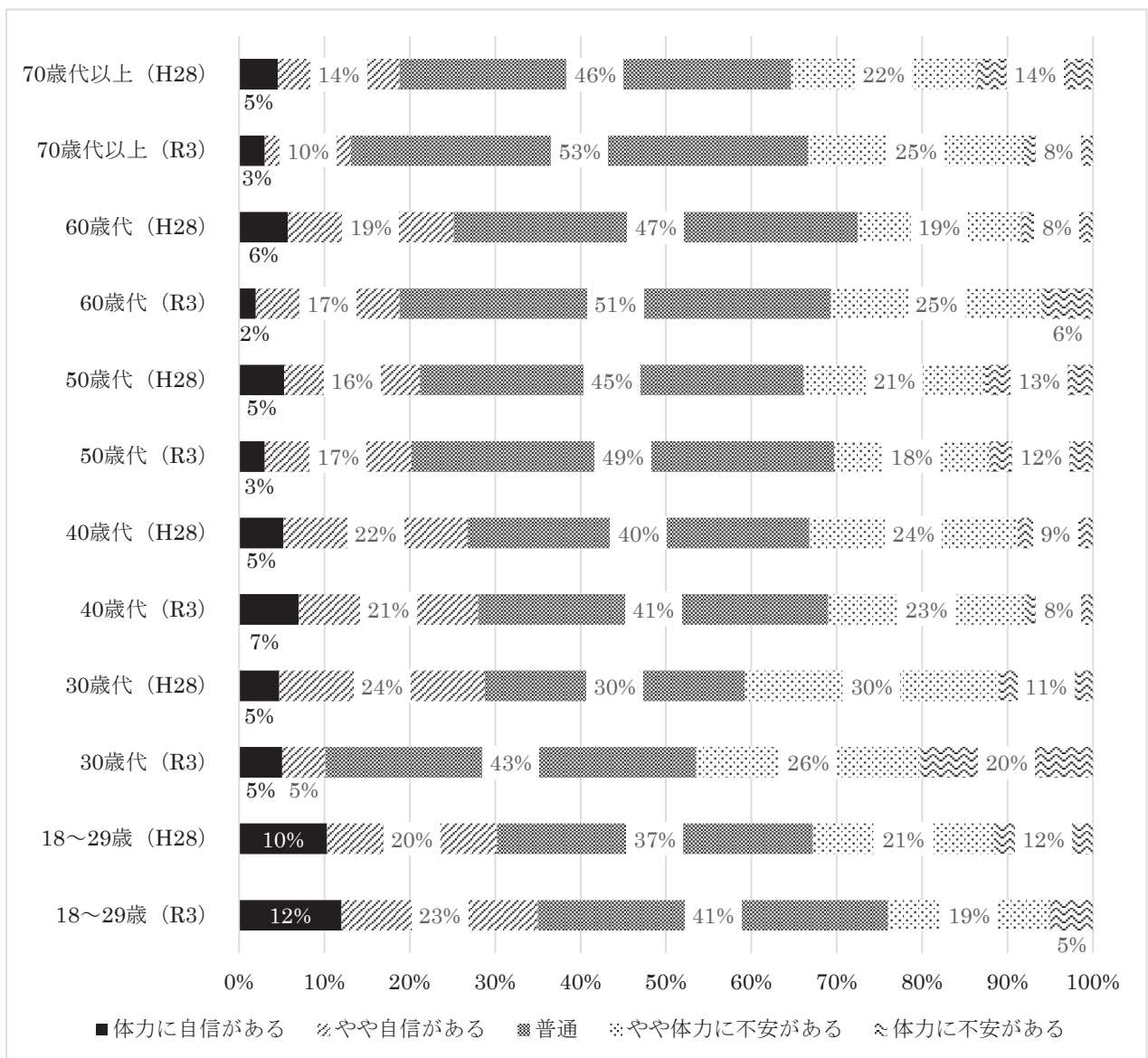
■健康について（年齢別の比較）



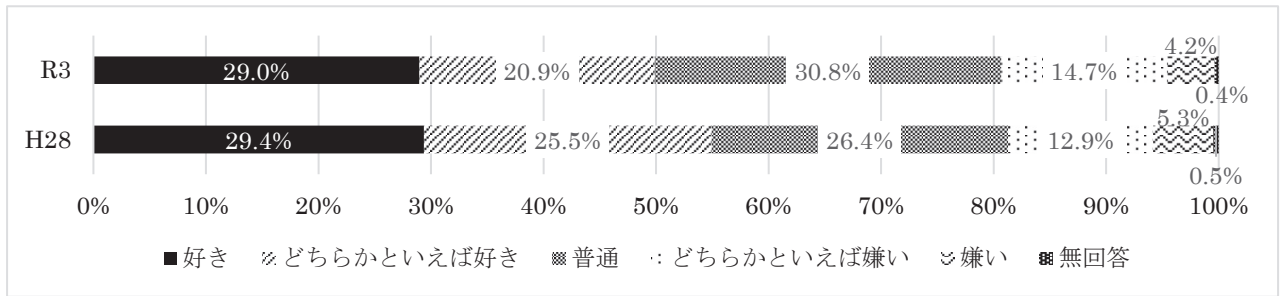
②体力について



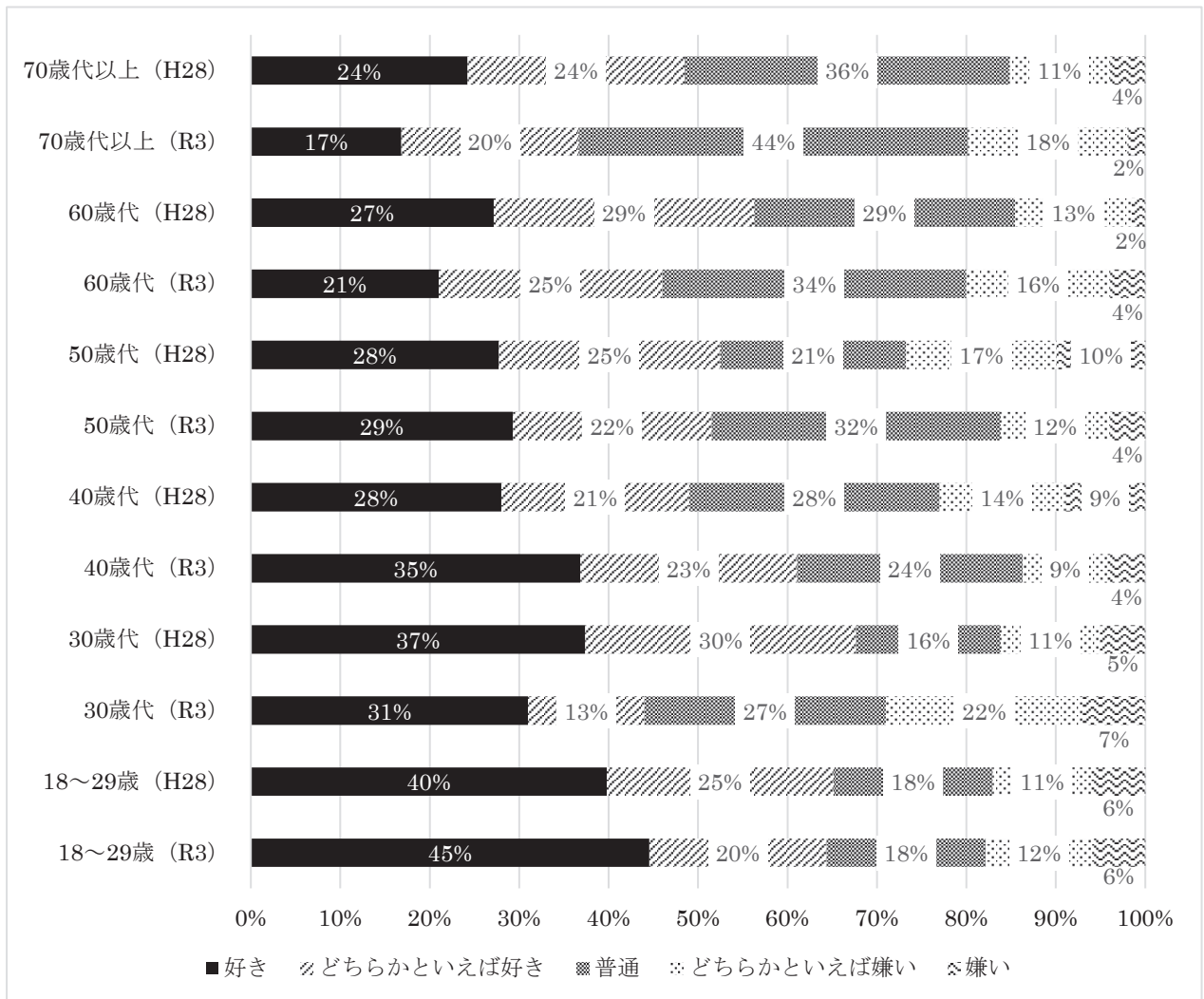
■体力について（年齢別の比較）



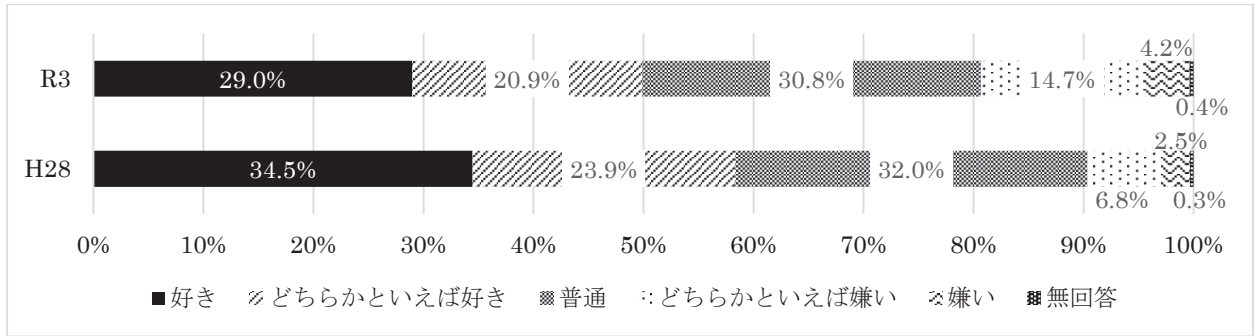
③スポーツの好き嫌い



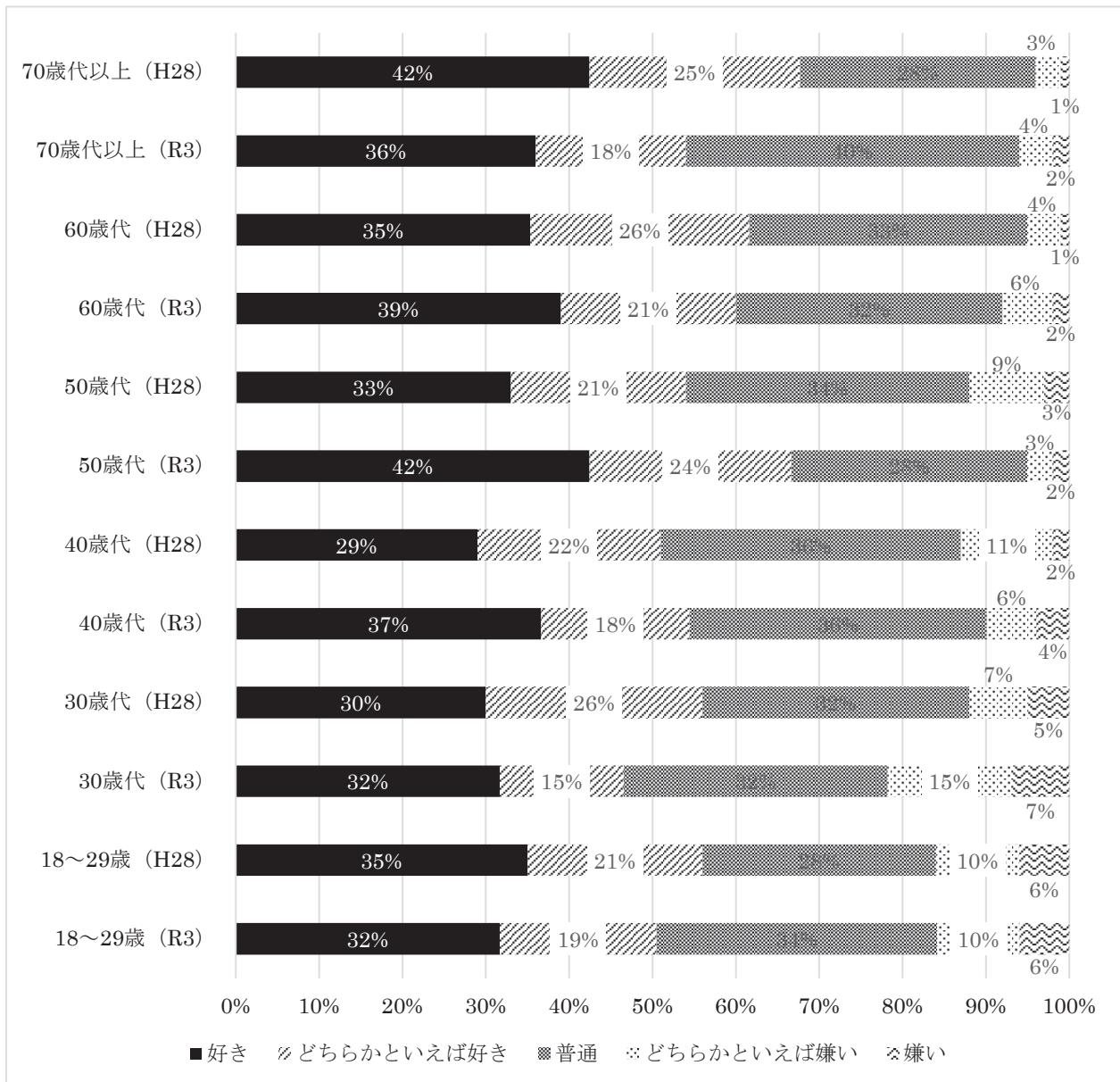
■スポーツの好き嫌い（年齢別の比較）



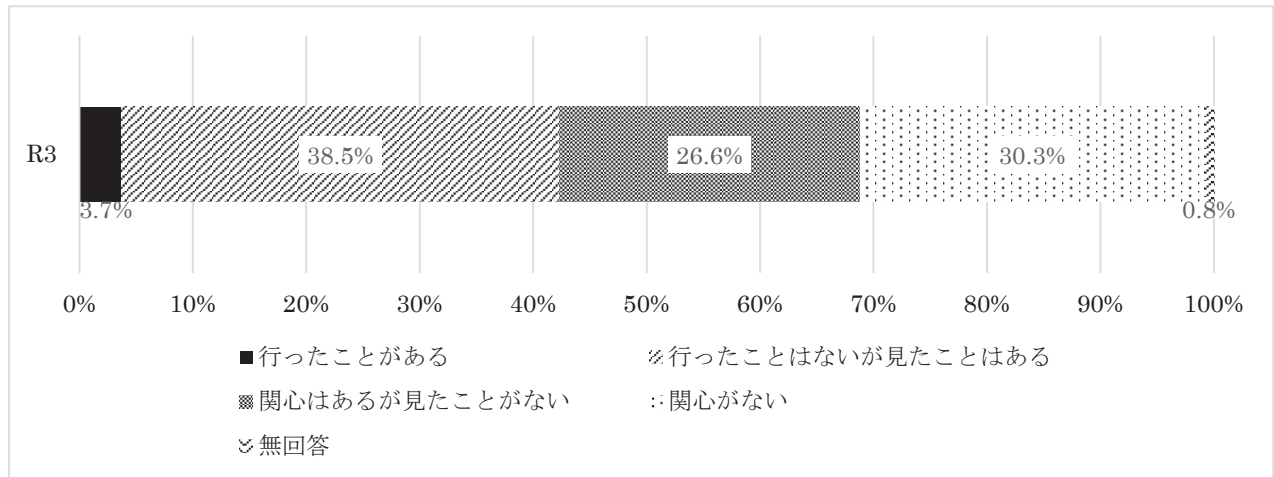
④スポーツ観戦の好き嫌い



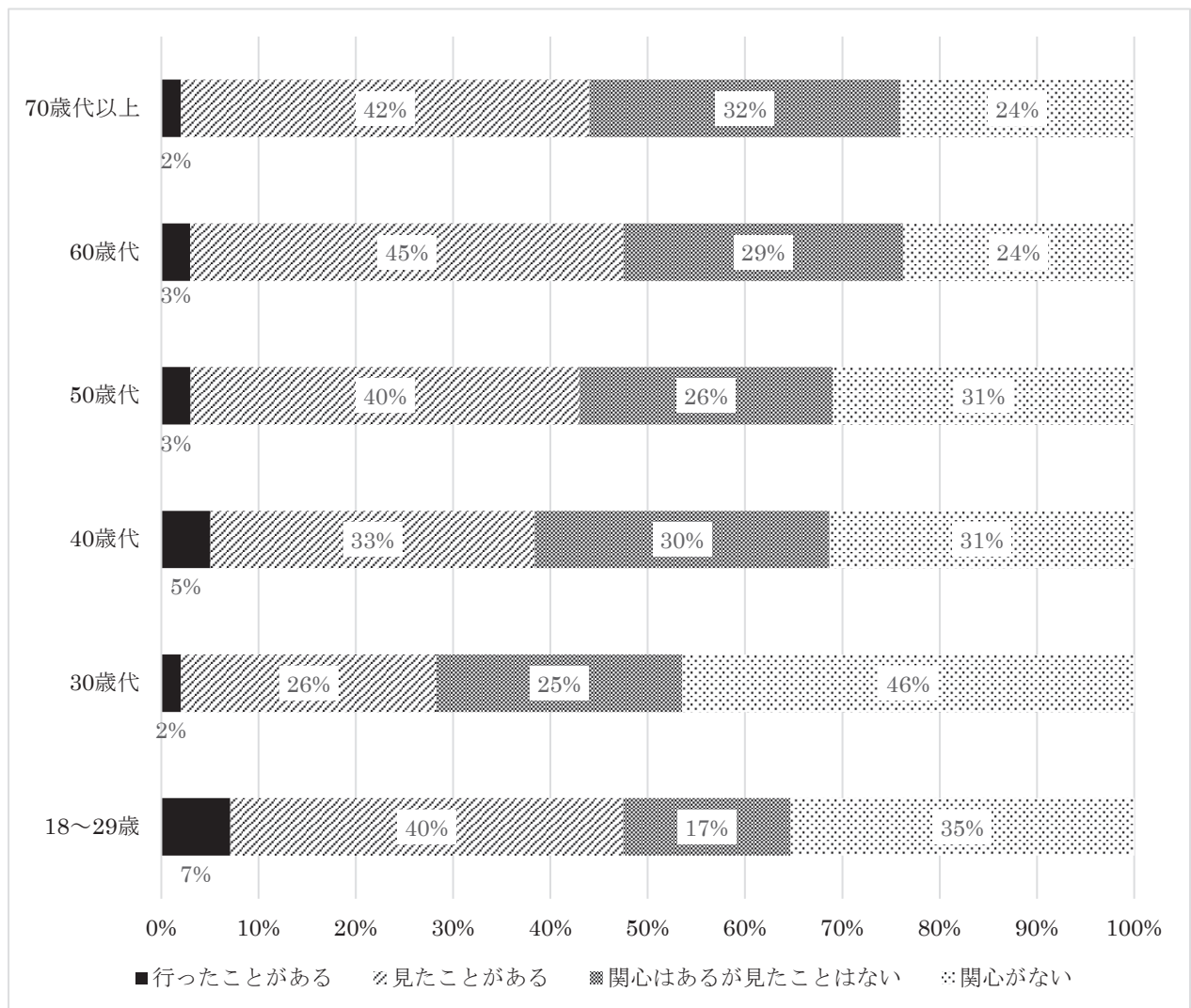
■スポーツ観戦の好き嫌い（年齢別の比較）



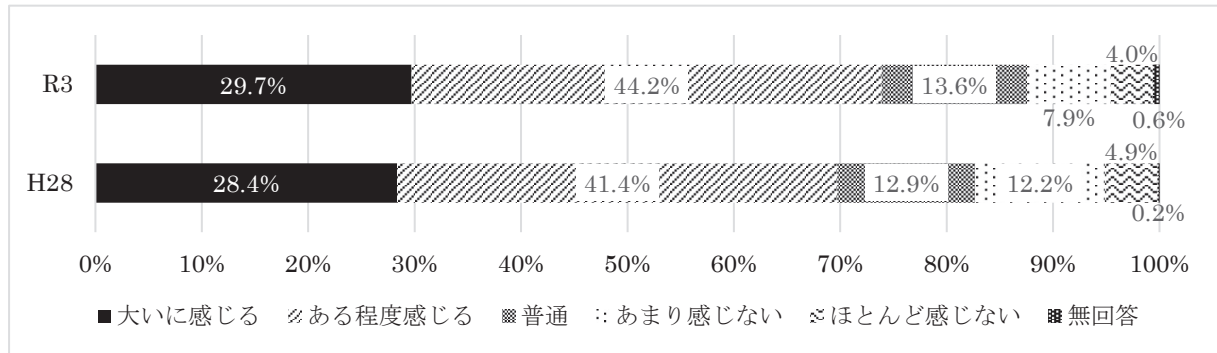
⑤障がい者スポーツに関心があるか



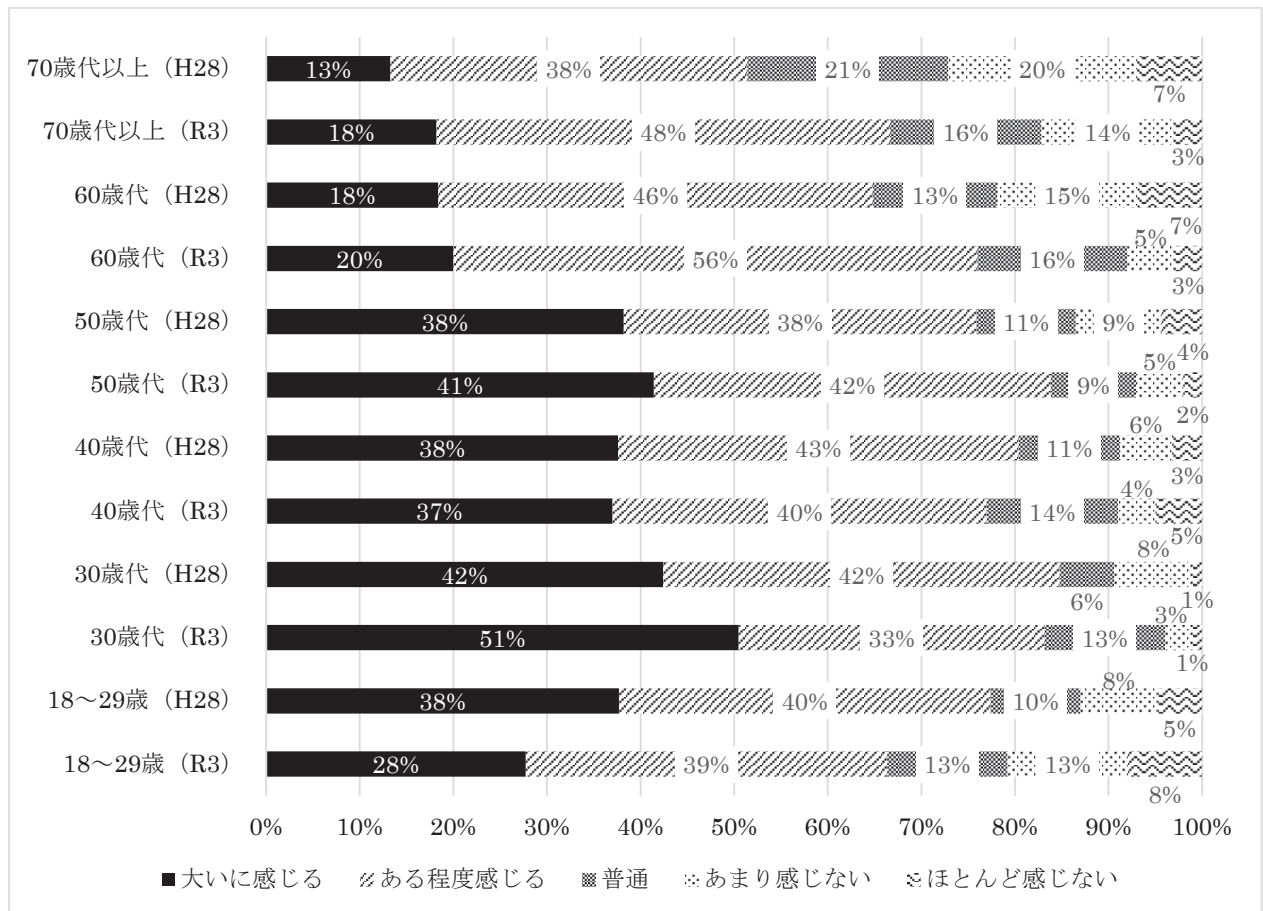
■障がい者スポーツに関心があるか（年齢別の比較）



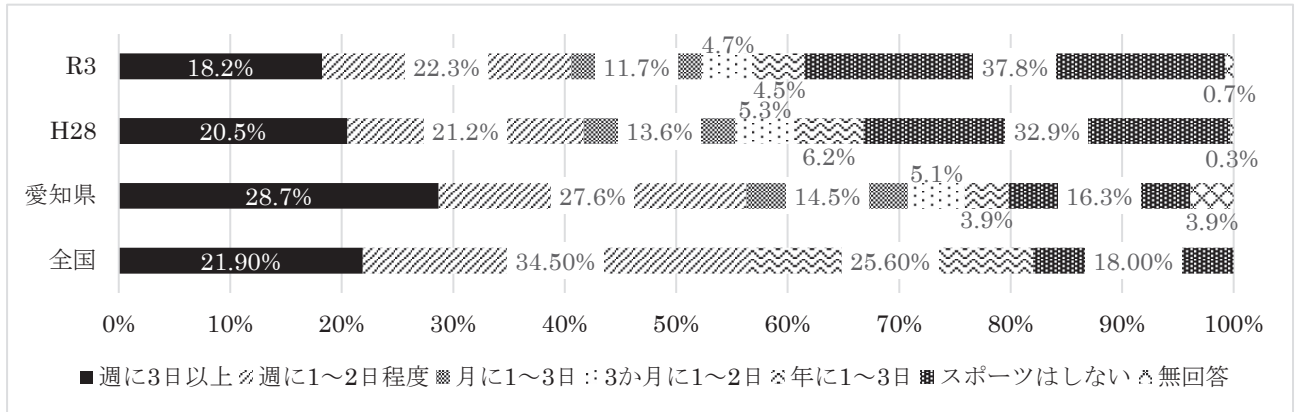
⑥運動不足を感じているか



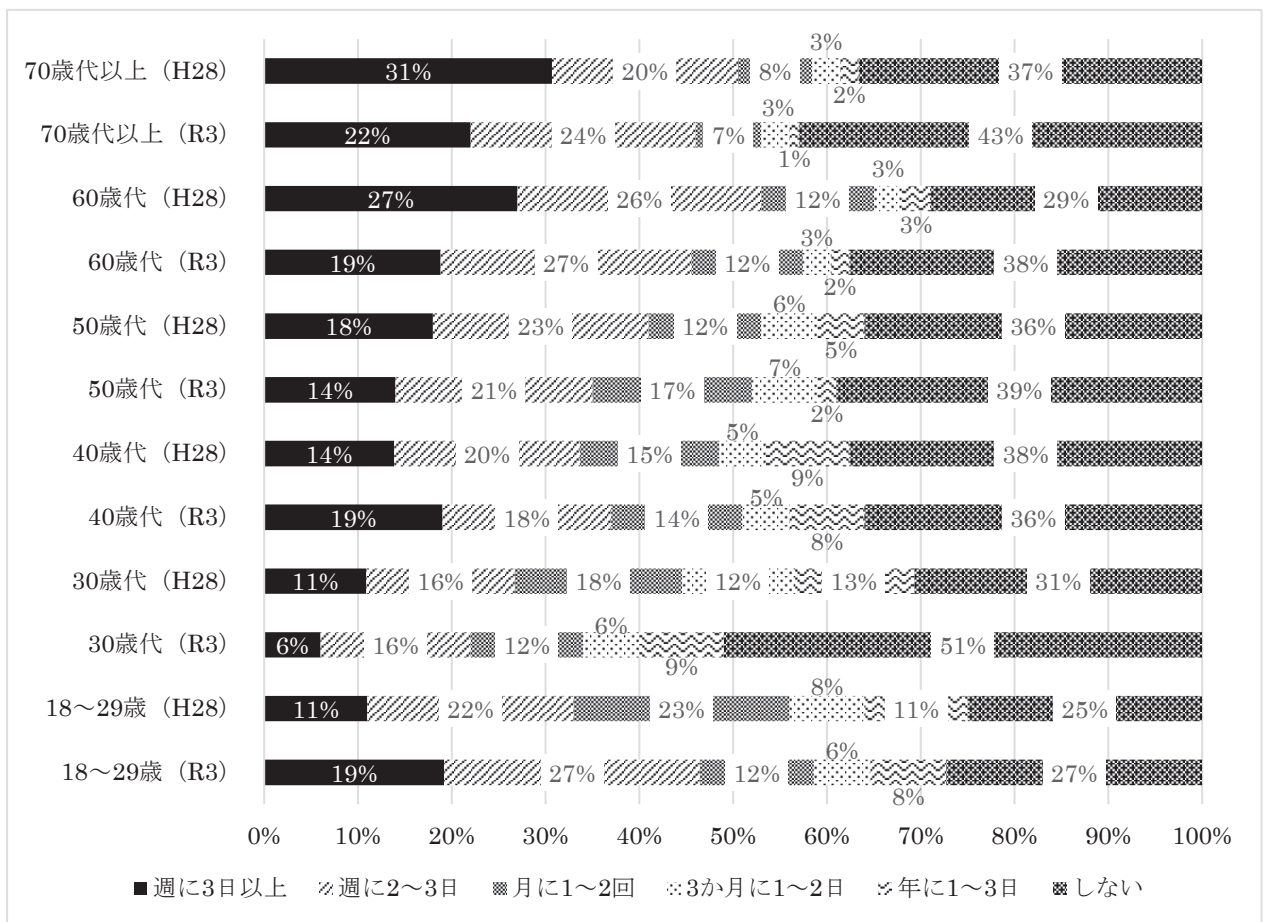
■運動不足を感じるか（年齢別の比較）



⑦スポーツの実施頻度

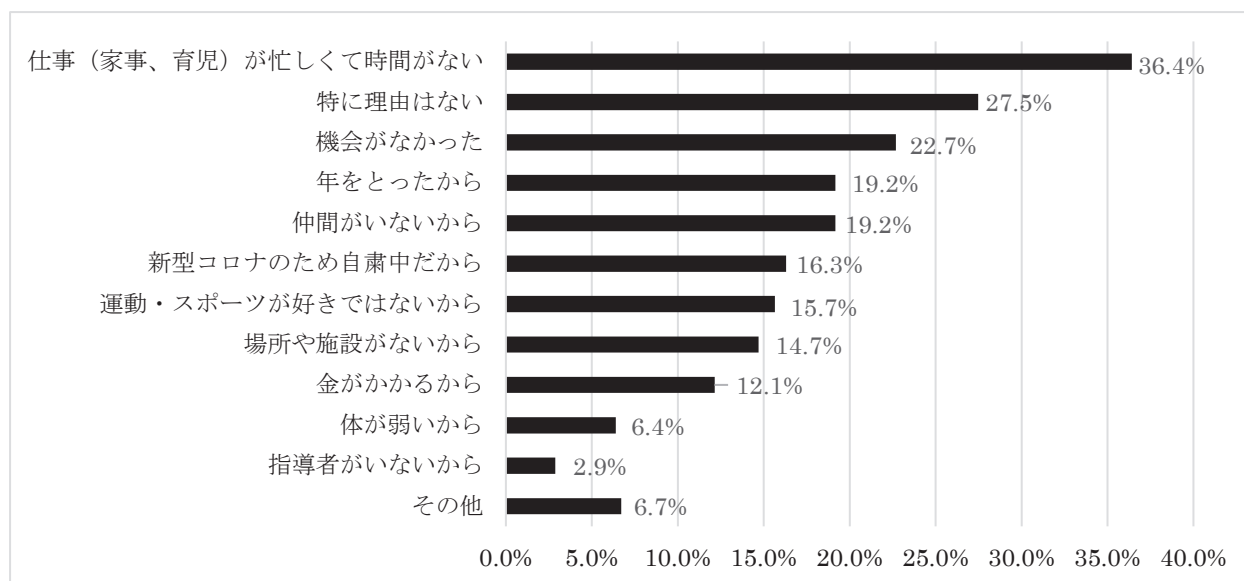


■ スポーツの実施頻度（豊明市年齢別の比較）

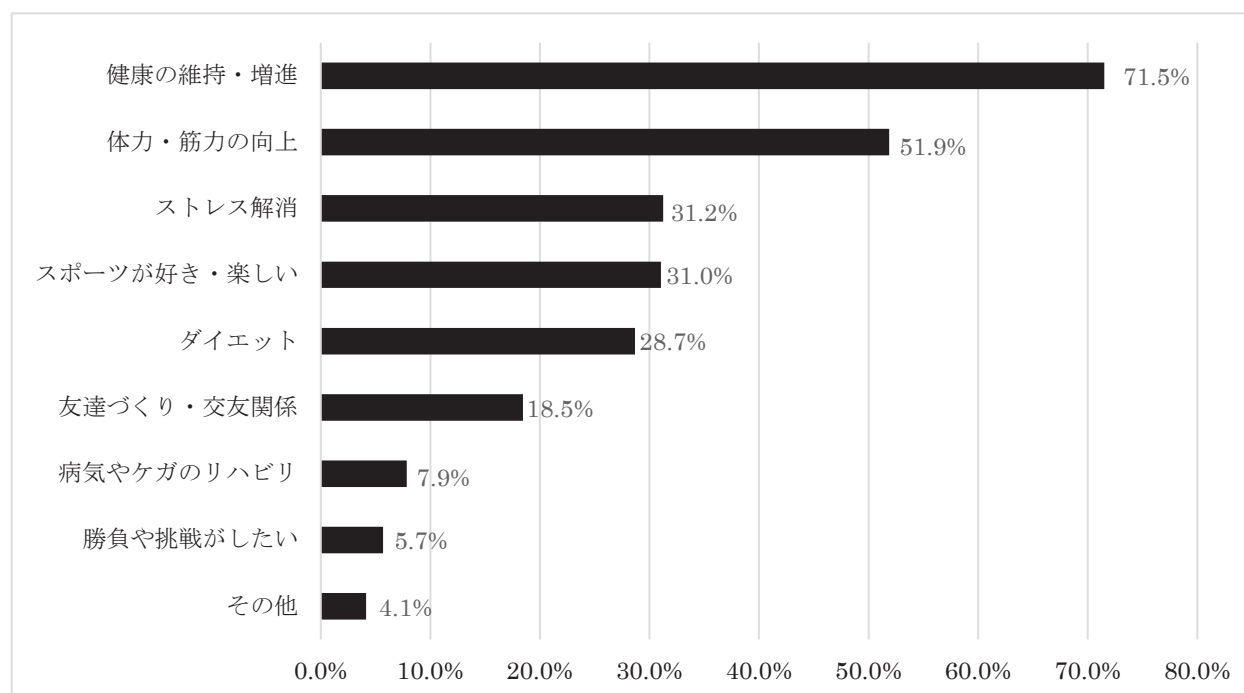


※全国は「月に1~3日」「3か月に1~2日」「年に1~3日」の項目がないため、全国の「週に1回以上」「運動しない」の数値から想定される値を愛知県、市の「年に1~3日」で置き換えています。

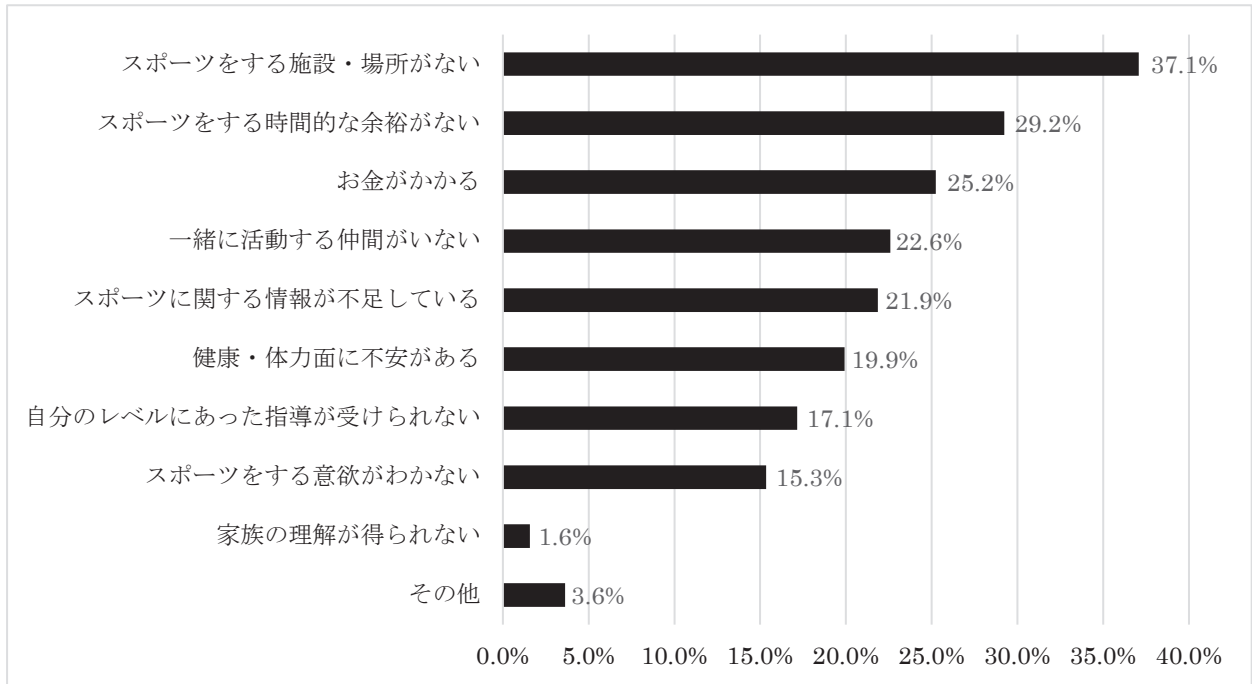
⑧スポーツをしない理由



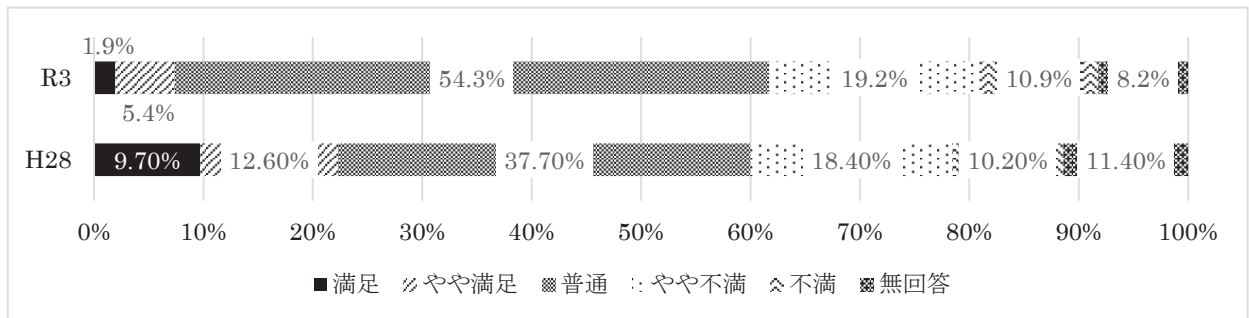
⑨スポーツ実施の目的



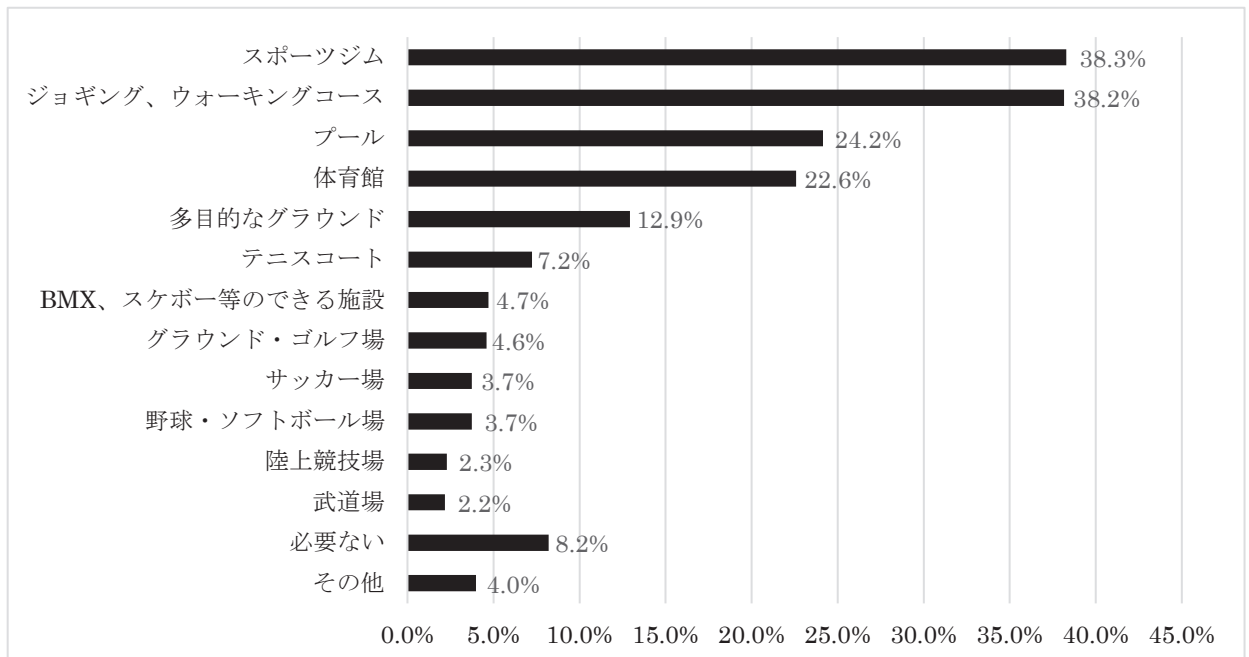
⑩スポーツを実施する上での問題点



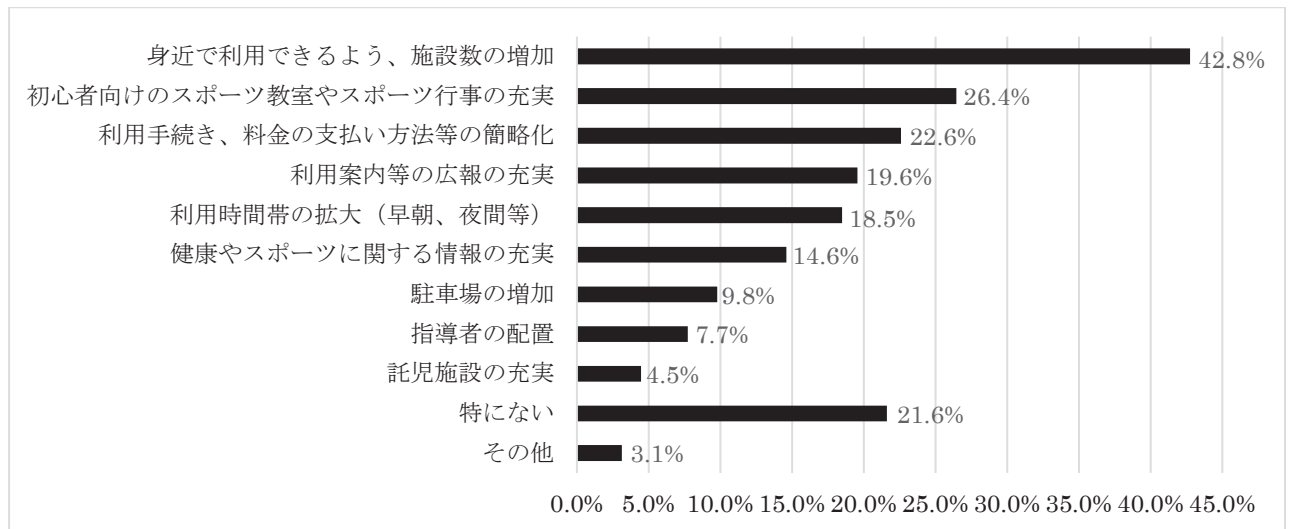
⑪スポーツ施設の満足度



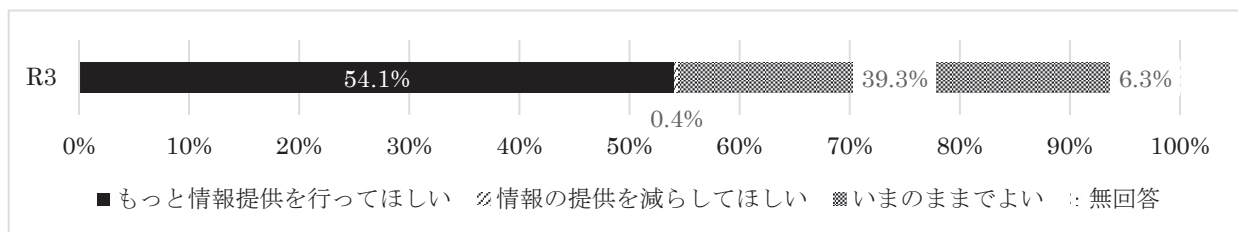
⑫整備して欲しいスポーツ施設



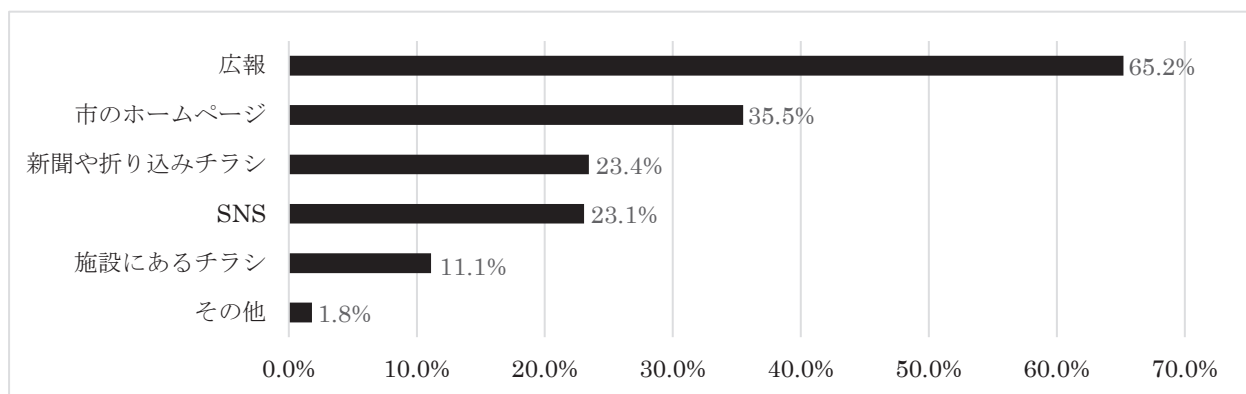
⑬スポーツ施設に望むこと



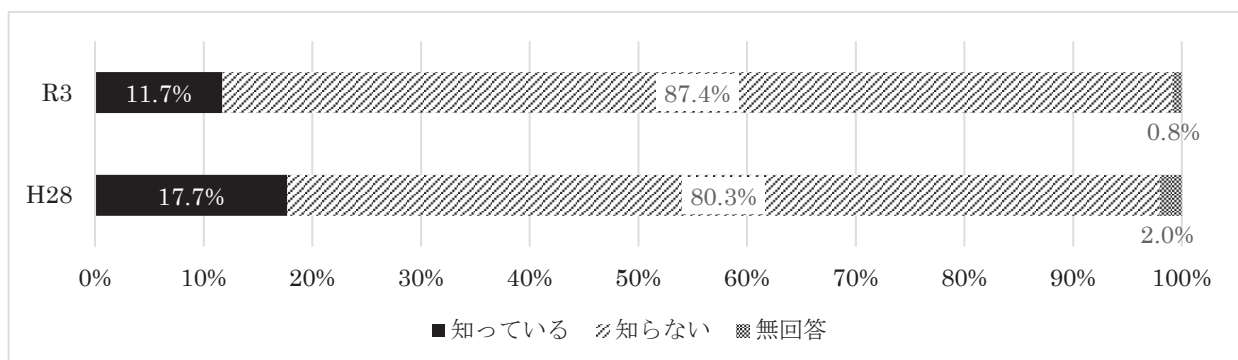
⑭スポーツに関する広報や情報提供について



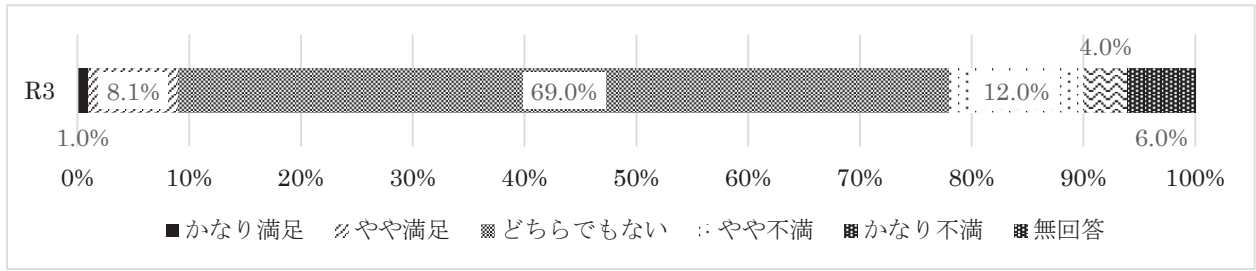
⑮情報提供の方法で望むもの



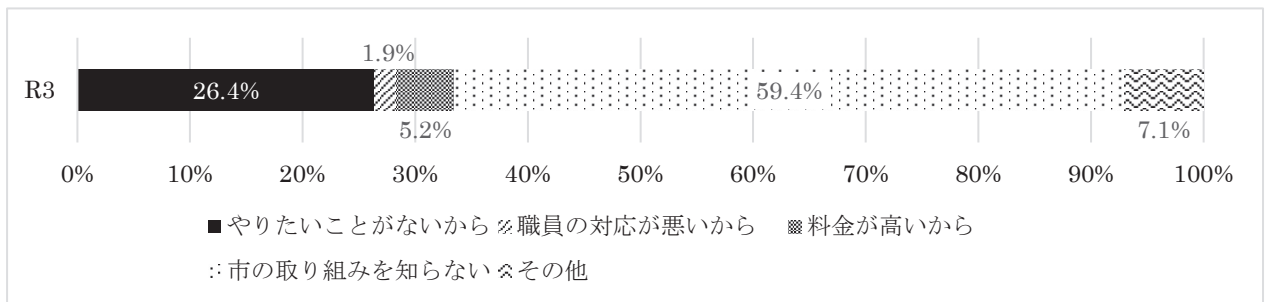
⑯市のスポーツ推進委員の認知度



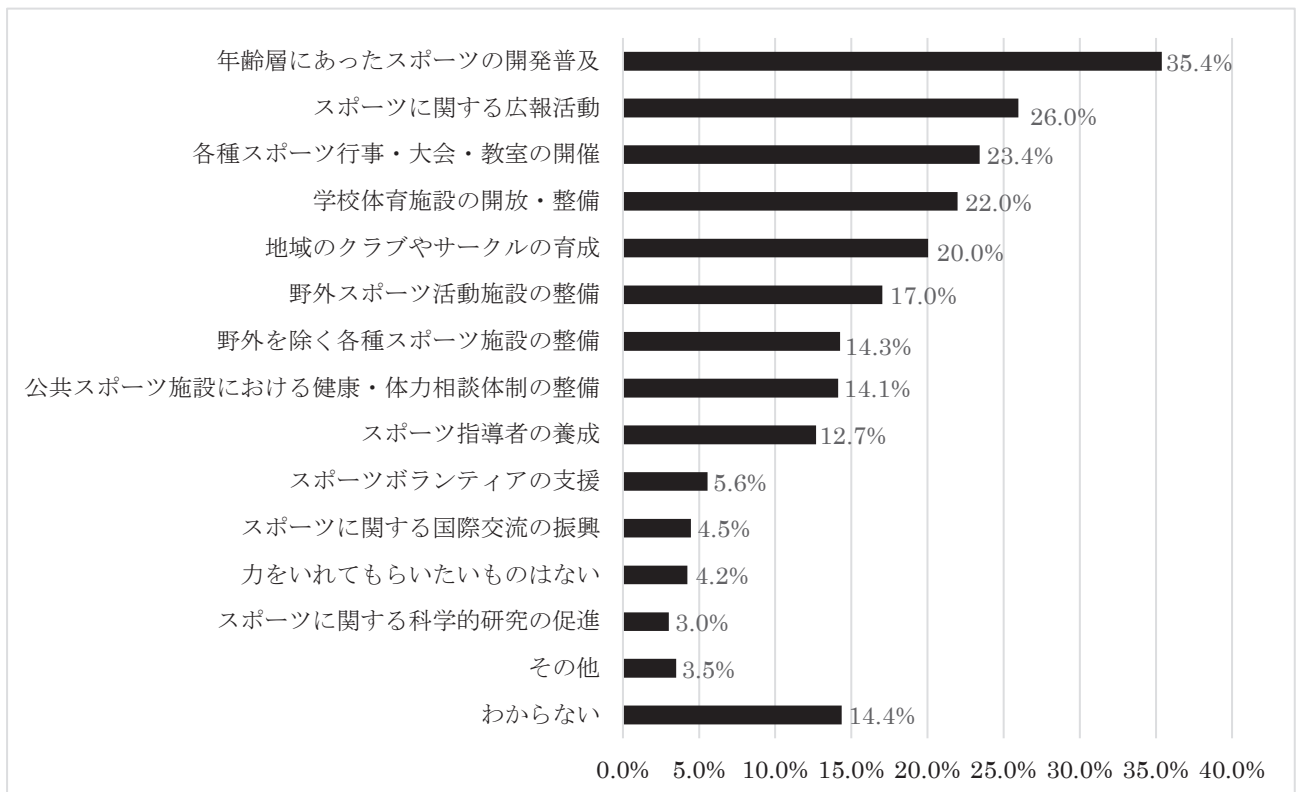
⑰スポーツ推進への取り組みの満足度



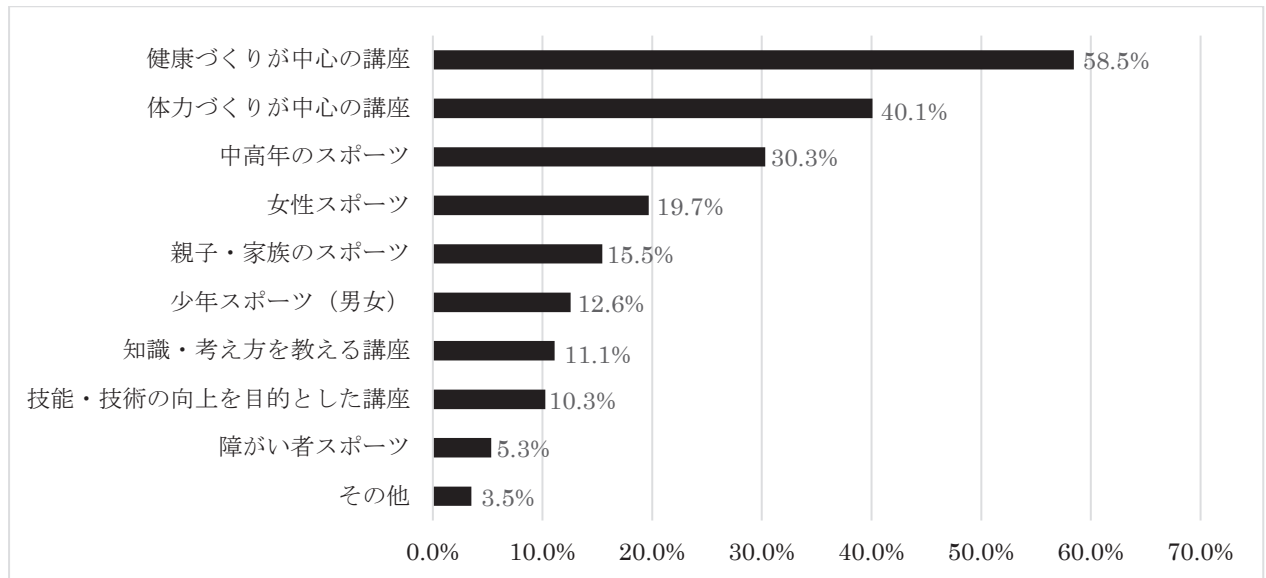
⑱スポーツ推進のための取り組みに満足しない理由



⑲今後市に力を入れてほしいこと



⑳開催してほしい教室



（４）豊明市スポーツ推進計画審議会

○豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例

平成 25 年 3 月 28 日

条例第 5 号

（設置）

第 1 条 スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、豊明市スポーツ推進計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資格の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会の委員は、10 人以内で組織し、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市教育委員会関係者
- (3) 各種団体の代表者
(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(5) 豊明市スポーツ推進計画審議会委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	学識経験者	石川 恭
副委員長	スポーツ推進委員会(委員長)	山田 富勝
委員	社会教育委員	緒方 誠子
委員	スポーツ協会(会長)	円城寺 賢治
委員	レクリエーション協会(会長)	山田 勇二
委員	老人クラブ連合会代表	奥村 すみ枝
委員	スポーツクラブ代表	小里 京子
委員	小中学校校長会代表	谷口 誠
委員	教育部長	藤井 和久

(6) 策定に係る協力者

表紙イラスト：豊明高等学校イラストレーション部 藤原 瞳



第2期 豊明市スポーツ推進計画

発行：豊明市教育委員会
編集：豊明市教育委員会 生涯学習課
住所：〒470-1195
愛知県豊明市新田町子持松1番地1
電話：0562-92-8317
発行年月：2023(令和5)年3月